

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成 28 年の平均寿命（厚生労働省：平成 28 年簡易生命表による）は、前年を上回り、男 80.98 年（前年比 0.23 年増）、女 87.14 年（同 0.15 年増）であり、世界でも高い水準となっている。また、65 歳の平均余命は、男 19.55 年（前年比 0.14 年増）、女 24.38 年（同 0.14 年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和 46～49 年の第二次ベビーブームには毎年 200 万人を超えていたが、昭和 49 年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成 28 年の出生数は 98 万人と前年に比べて 3 万人減少し、合計特殊出生率（15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率の合計）は 1.44（前年比 0.01 減）となっている。

年齢別人口（総務省統計局：人口推計月報による）をみると、平成 29 年 4 月 1 日現在で 65 歳以上人口が 3,490 万人と年々増加しており、総人口の 27.5%を占め、4 人に 1 人が 65 歳以上人口となっている。

将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成 29 年推計、出生中位（死亡中位）推計）によると、65 歳以上人口は、平成 54（2042）年のおおよそ 3,935 万人をピークに減少を始めるが、65 歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成 54（2042）年以降も上昇を続け、平成 77（2065）年には 38.4%の水準に達する。すなわち 5 人に 2 人が 65 歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な延びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

平成 28 年国民生活基礎調査（厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室）によると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は 2,609 万 3 千世帯と、全世帯 4,994 万 5 千世帯の 52.2%を占めている。同様に、65 歳以上の者のいる世帯 2,416 万 5 千世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は 2,309 万 9 千世帯となっており、65 歳以上の者のいる世帯の 95.6%に達している。

高齢者世帯の平均所得金額 308 万円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が 65.4%、稼働所得が 21.1%、財産所得が 7.4%となっており、公的年金・恩給が 7 割近くを占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が 100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は 54.1%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

2. 年金保険（総括）

(1) 年金制度の概況

平成28年度末の国民年金制度の被保険者総数は6,527万人、老齢基礎年金等受給権者数は3,283万人となっており、公的年金制度全体での年金扶養比率は1.99となっている。

また、厚生年金制度の状況についてみると、厚生年金制度の被保険者数は4,266万人、老齢（退職）年金受給権者数（共済年金を含む）は1,853万人となっており、年金扶養比率は2.30となっている（表1）。

表1 公的年金制度一覧（平成28年度末）

○国民年金制度 （平成28年度（未現在））

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料 (平成29年9月)	老齢基礎年金 支給開始年齢	
国民年金第1号被保険者 (任意加入被保険者含む)	万人 1,575	万人 3,283	1.99	万円 5.5	兆円 3.7	兆円 9.0	6.6	円 16,490	65歳	
国民年金第2号被保険者	4,063				—	—				—
国民年金第3号被保険者	889				—	—				—
合計	6,527									
(参考) 公的年金加入者合計	6,731									

- 注1. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧老齢（退職）年金受給権者数等を加えたものである。
2. 老齢基礎年金平均年金月額は、新法基礎年金と旧法国民年金の平均である。
3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。
4. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金（国庫負担繰延額を含めた推計値）が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。
5. 公的年金加入者合計は、厚生年金被保険者と国民年金第1号・第3号被保険者の合計である。

○厚生年金制度 （平成28年度（未現在））

区分	被保険者数 ①	老齢（退職）年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢（退職）年金 平均年金月額 (老齢・退年相当)	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料率 (平成29年9月)	老齢（退職）年金 支給開始年齢 (平成29年度)		
第1号厚生年金（旧厚生年金）	万人 3,822	万人 1,853	2.30	万円 15.0	兆円 48.1	兆円 173.7	4.9	%	報酬比例部分 一般男子・共済女子 62歳 旧厚年女子 60歳 坑内員・船員 60歳		
第2号厚生年金（国家公務員共済組合）	107									17,986	定額部分 一般男子・共済女子 65歳 旧厚年女子 64歳 坑内員・船員 60歳
第3号厚生年金（地方公務員共済組合）	284										
第4号厚生年金（私立学校教職員共済）	54									15,062	
合計	4,266						—				

- 注1. 老齢（退職）年金受給権者数（老齢・退年相当）には、旧三公社共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合において旧厚生年金に統合される前に発生した退年相当の退職年金（減額退職年金を含む）の受給権者及び平成27年9月までに旧共済法により発生した退年相当の退職年金（減額退職年金を含む）の受給権者を含む。
2. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金分を含む。また、国共済、地共済及び私学共済（以下、「共済組合等」という。）については、職域加算部分を除く推計値である。
3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金、追加費用、職域等費用納付金を控除し、基礎年金拠出金を加えた額である。ここで、厚生年金基金から給付されている代行給付額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加えることで、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体の額を推計している。
4. 積立金は、厚生年金勘定の年度末積立金と共済組合等の厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）の年度末積立金の合計である。
5. 積立比率を算出する際の厚生年金の積立金は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含んだ推計値である。
6. 私学共済の保険料率は、一元化法附則の規定により14.265%に軽減されている。

(2) 加入者数

平成 28 年度末の公的年金制度の加入者総数は 6,731 万人であり、総人口 1 億 2,676 万人の 53.1% を占めている。また、制度別にみると国民年金第 1 号被保険者数 1,575 万人 (対前年度末 93 万人減)、厚生年金被保険者数 (第 1～4 号) は 4,266 万人 (同 138 万人増)、うち第 1 号厚生年金被保険者数 3,822 万人 (同 135 万人増)、第 2～4 号厚生年金被保険者数 445 万人 (同 2 万人増)、国民年金第 3 号被保険者数 889 万人 (同 26 万人減) となっている (表 2、図 1)。

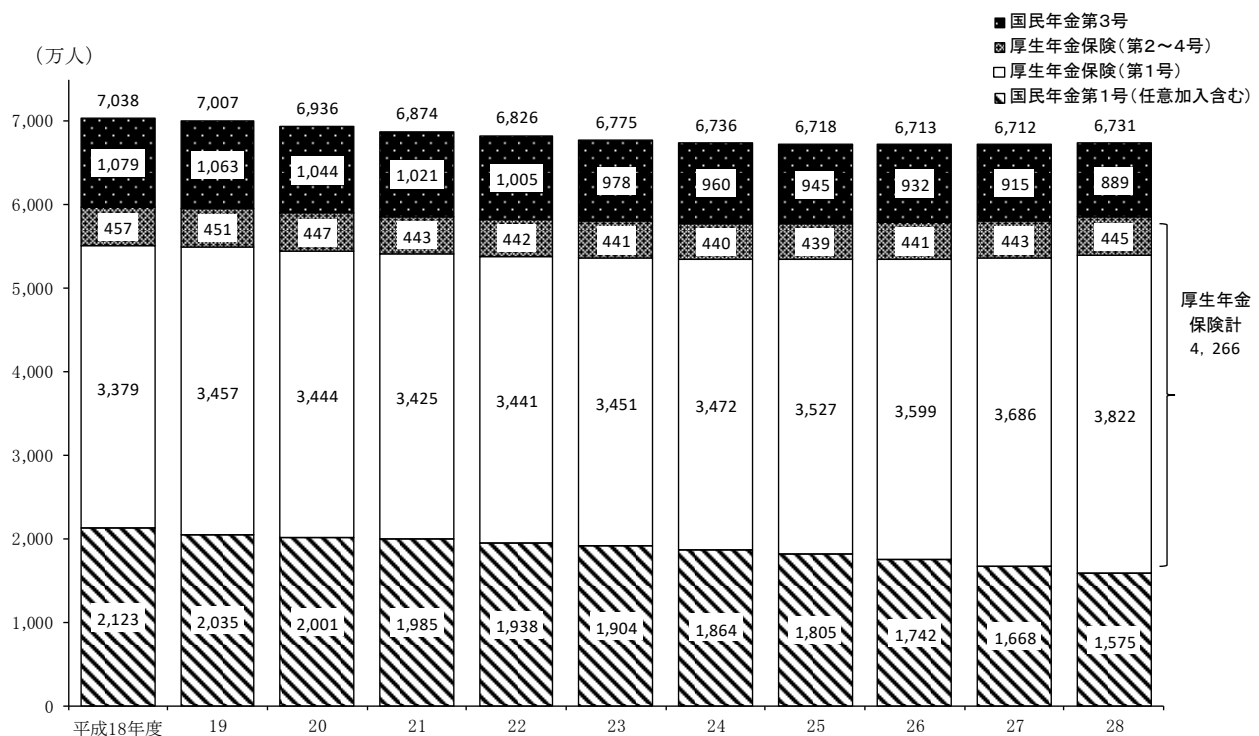
表 2 公的年金 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	加入者総数	国民年金第 1 号被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第 2 号被保険者等)		国民年金第 3 号被保険者	総人口	加入者総数 / 総人口
			厚生年金保険 (第 1 号)	厚生年金保険 (第 2～4 号)			
平成 18 年度	70,383	21,230	38,363	33,794	4,569	127,747	55.1
19	70,066	20,354	39,084	34,570	4,514	127,687	54.9
20	69,358	20,007	38,916	34,445	4,471	127,566	54.4
21	68,738	19,851	38,677	34,248	4,429	127,445	53.9
22	68,258	19,382	38,829	34,411	4,418	127,706	53.4
23	67,747	19,044	38,924	34,515	4,410	127,567	53.1
24	67,356	18,637	39,116	34,717	4,399	127,354	52.9
25	67,175	18,054	39,667	35,273	4,394	127,136	52.8
26	67,134	17,420	40,395	35,985	4,409	126,939	52.9
27	67,119	16,679	41,289	36,864	4,425	126,991	52.9
28	67,309	15,754	42,665	38,218	4,447	126,761	53.1

- 注 1. 国民年金第 1 号被保険者には任意加入被保険者を含む。
 2. 厚生年金保険 (第 1 号) の被保険者は、平成 26 年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者を計上している。
 3. 厚生年金保険 (第 2～4 号) の被保険者は、平成 26 年度以前は共済組合の組合員数、平成 27 年度以降は第 2～4 号厚生年金被保険者を計上している。
 4. 厚生年金被保険者には、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。
 5. 総人口は翌年度 4 月 1 日現在の推計人口 (総務省統計局) である。

図 1 公的年金 被保険者数の推移



(3) 受給者数

平成 28 年度末における公的年金の受給者数は、延人数で 7,262 万人であり、前年度末に比べて 104 万人の増加となっている。厚生年金保険（第 1 号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は 4,875 万人であり、前年度末に比べて 13 万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実受給権者数は、4,010 万人となっており、前年度末に比べて 15 万人減少している（表 3、図 2）。

表 3 公的年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	総 数			国民年金	厚生年金保険 (第 1 号)	厚生年金保険 (第 2～4 号) (共済年金を含む)	福祉年金
平成18年度	52,542	<40,298>	[33,662]	24,968	24,043	3,506	24
19	54,797	<41,464>	[34,796]	25,925	25,226	3,628	17
20	57,435	<42,825>	[35,934]	26,949	26,684	3,790	12
21	59,883	<44,135>	[37,032]	27,787	28,141	3,948	8
22	61,882	<45,269>	[37,962]	28,343	29,433	4,101	5
23	63,841	<46,184>	[38,667]	29,122	30,479	4,237	3
24	66,216	<46,987>	[39,424]	30,305	31,535	4,373	2
25	68,004	<47,419>	[39,500]	31,397	32,164	4,442	1
26	69,877	<48,009>	[39,906]	32,409	32,932	4,535	1
27	71,580	<48,617>	[40,255]	33,229	33,703	4,646	0
28	72,623	<48,745>	[40,101]	33,858	34,094	4,672	0

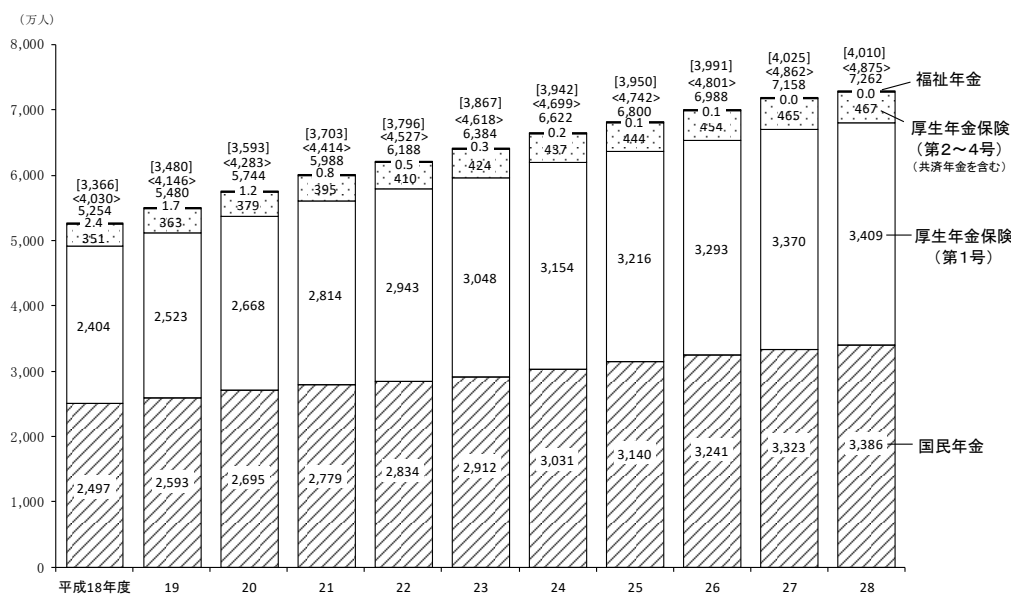
注 1. < >内は厚生年金保険（第 1 号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成 23 年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第 1 号）の受給者は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者は、平成 26 年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

図 2 公的年金 受給者数の推移



注 1. < >内は厚生年金保険（第 1 号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成 23 年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

平成28年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が4,907万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,467万人、遺族年金が649万人、障害年金が236万人、通算遺族年金が3万人となっている（表4）。

表4 公的年金 制度別受給者数（平成28年度末）

（単位：千人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	34,094	14,964	13,302	419	5,381	28
旧法厚生年金保険	1,356	516	412	39	361	27
新法厚生年金保険	32,260	14,166	12,809	375	4,910	・
（再掲）基礎あり	23,646	12,578	10,746	247	76	・
旧法船員保険	29	12	2	1	13	1
旧共済組合	449	270	79	3	97	1
（再掲）基礎あり	232	160	70	2	0	・
国民年金計	33,858	31,324	540	1,893	101	・
旧法拠出制	1,370	767	540	52	11	・
新法基礎年金	32,487	30,557	・	1,841	89	・
（再掲）基礎のみ	8,128	6,535	・	1,564	29	・
（再掲）基礎のみ共済なし	7,139	5,595	・	1,523	22	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	4,672	2,783	830	48	1,009	1
合計	72,623 (48,745)	49,070 (36,332)	14,673 (3,856)	2,359 (2,111)	6,491 (6,416)	30 (30)

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
5. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。
6. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
7. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
9. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
10. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成 28 年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が 68 万人 (2.2%)、厚生年金保険 (第 1 号) が 10 万人 (0.7%) の増加に対し、厚生年金保険 (第 2～4 号) が 3 万人、(1.2%) 福祉年金は 2 百人 (38.3%) の減少となっている (表 5)。

表 5 公的年金 老齢年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	総数		国民年金			厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			旧法拋出制	基礎年金	厚生年金保険 (第 1 号)	厚生年金保険 (第 2～4 号) (共済年金を含む)			
平成18年度	35,392	<28,590>	21,864	2,736	19,128	13,505	11,234	2,271	24
19	36,949	<29,539>	22,872	2,502	20,370	14,060	11,725	2,335	17
20	38,649	<30,607>	23,928	2,272	21,657	14,709	12,287	2,422	12
21	40,220	<31,630>	24,812	2,060	22,751	15,400	12,893	2,507	8
22	41,413	<32,404>	25,424	1,832	23,592	15,983	13,399	2,584	5
23	42,760	<33,210>	26,273	1,615	24,658	16,484	13,831	2,653	3
24	44,494	<34,146>	27,527	1,412	26,115	16,965	14,246	2,718	2
25	45,781	<34,759>	28,690	1,227	27,463	17,090	14,347	2,743	1
26	47,124	<35,473>	29,768	1,058	28,710	17,355	14,581	2,774	1
27	48,321	<36,113>	30,646	905	29,740	17,675	14,859	2,815	0
28	49,070	<36,332>	31,324	767	30,557	17,746	14,964	2,783	0

- 注 1. 〈 〉内は厚生年金保険 (第 1 号) と基礎年金 (同一の年金種別) を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。ただし、平成 23 年度までは、旧農林共済年金と基礎年金 (同一の年金種別) を併給している者の重複分は控除されていない。
2. 厚生年金保険 (第 1 号) の受給者は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間 (平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む) のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
3. 厚生年金保険 (第 2～4 号) の受給者は、平成 26 年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

(4) 年金額

平成 28 年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が 43 兆 2 千億円と年金総額の約 8 割を占めて最も多く、次いで遺族年金が 6 兆 9 千億円、通算老齢年金が 2 兆 7 千億円、障害年金が 2 兆円となっている（表 6）。

表 6 公的年金 制度別受給者年金総額（平成28年度末）

（単位：億円）

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	257,008	175,946	24,018	3,020	53,949	75
厚生年金基金代行分除く	245,827	165,869	22,914	3,020	53,949	75
旧法厚生年金保険	14,442	8,603	1,557	463	3,747	72
厚生年金基金代行分除く	14,349	8,527	1,540	463	3,747	72
新法厚生年金保険	236,361	162,737	22,265	2,499	48,861	・
（別掲）基礎年金	162,320	88,485	70,984	2,110	741	・
厚生年金基金代行分除く	225,273	152,736	21,178	2,499	48,861	・
旧法船員保険	584	340	7	26	209	1
旧共済組合	5,620	4,266	189	32	1,132	2
（別掲）基礎年金	1,720	1,191	515	13	0	・
国民年金計	227,156	208,481	1,224	16,454	997	・
旧法拠出制	5,487	3,758	1,224	453	52	・
新法基礎年金	221,669	204,723	・	16,001	944	・
（再掲）基礎のみ	55,159	41,218	・	13,641	299	・
（再掲）基礎のみ共済なし	47,856	34,341	・	13,292	223	・
福祉年金	1	1	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	64,190	47,876	1,848	546	13,913	4
合 計	548,355 [537,175]	432,305 [422,228]	27,090 [25,986]	20,020 [20,020]	68,859 [68,859]	80 [80]

- 注 1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
3. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
4. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
5. 年金総額には一部支給停止額を含む。
6. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
7. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
8. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
9. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
10. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成 28 年度末における公的年金受給者の年金総額は 54 兆 8 千億円であり、前年度末と比べると 3 千億円増加している。

平成 28 年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が 22 兆 7 千億円、厚生年金保険（第 1 号）が 25 兆 7 千億円、厚生年金保険（第 2～4 号）が 6 兆 4 千億円、福祉年金が 1 億円となっている（表 7）。

表 7 公的年金 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)				福祉年金	総数 / 国民 所得
			厚生年金保険 (第 1 号)		厚生年金保険 (第 2～4 号) (共済年金を含む)			
平成18年度	465,444 [453,682]	158,168	307,178	242,932 [231,170]	64,245	98	% 11.9	
19	474,395 [462,040]	165,637	308,690	244,254 [231,898]	64,436	69	12.1	
20	488,658 [475,392]	173,646	314,965	249,461 [236,195]	65,504	47	13.4	
21	502,554 [488,159]	180,421	322,101	255,333 [240,939]	66,768	32	14.2	
22	511,332 [496,045]	185,352	325,960	258,761 [243,474]	67,199	21	14.1	
23	522,229 [506,098]	191,168	331,049	263,023 [246,892]	68,026	13	14.6	
24	532,397 [515,432]	199,912	332,477	263,902 [246,937]	68,575	8	14.8	
25	528,436 [511,155]	206,546	321,886	256,672 [239,390]	65,214	5	14.1	
26	534,031 [517,209]	213,040	320,988	255,993 [239,171]	64,994	3	14.1	
27	545,504 [530,592]	221,751	323,751	258,123 [243,211]	65,628	2	14.0	
28	548,355 [537,175]	227,156	321,198	257,008 [245,827]	64,190	1	14.0	

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第 1 号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者の年金総額は、平成26年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
3. [] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 国民所得は、平成 28 年度国民経済計算年次推計（内閣府経済社会総合研究所）による。

平成28年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険（第1号）が14万8千円、国民年金が5万5千円、厚生年金保険（第2～4号）（基礎年金額を含まない）が14万3千円となっている（表8）。

表8 公的年金 受給者の平均年金月額（平成28年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	147,927	59,837	102,398	84,694	22,217
厚生年金基金代行分除く	142,315	59,145	102,398	84,694	22,217
旧法厚生年金保険	138,971	31,463	97,987	86,376	22,302
厚生年金基金代行分除く	137,750	31,123	97,987	86,376	22,302
新法厚生年金保険	147,785	60,664	102,509	84,184	・
（再掲）基礎年金	52,052	46,180	46,928	1,258	・
厚生年金基金代行分除く	141,902	59,957	102,509	84,184	・
基礎あり	155,851	69,462	127,616	145,705	・
（再掲）基礎年金	58,625	55,047	71,305	81,599	・
旧法船員保険	240,114	28,775	174,741	133,675	21,609
旧共済組合	168,463	74,638	115,064	97,669	19,420
旧法	181,827	39,413	122,676	97,969	19,420
新法	159,536	76,447	109,633	97,535	・
（再掲）基礎年金	61,340	57,404	56,931	46	・
基礎あり	159,928	78,691	120,673	149,197	・
（再掲）基礎年金	62,036	61,019	68,977	83,211	・
国民年金計	55,464	18,880	72,453	82,404	・
旧法拠出制	40,835	18,880	73,237	38,093	・
新法基礎年金	55,831	・	72,431	88,073	・
（再掲）基礎のみ	52,561	・	72,704	86,221	・
（再掲）基礎のみ共済なし	51,150	・	72,746	84,767	・
福祉年金	33,308	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号）	143,380	18,561	94,515	114,870	24,822
（共済年金を含む）	143,380	18,561	94,515	114,870	24,822
（再掲）公務上を除く	143,380	18,561	90,386	115,258	24,822

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。
3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。
4. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。
5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
6. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の平均年金月額である。
7. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
8. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。
9. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には、共済年金の職域加算部分を含む。
10. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

3. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報は含まない。

(1) 適用状況

① 事業所数

平成 28 年度末の厚生年金保険（第 1 号）の適用事業所数は 210 万 9 千か所で、前年度末に比べて 13 万 5 千か所の増加となっている。平成 28 年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。

また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は 8 千か所で、前年度末に比べて 1 万 7 千か所の減少となっている（表 9）。

表 9 厚生年金保険（第 1 号） 適用事業所数・船舶所有者数の推移

(年度末現在、単位：千か所)

年 度	事 業 所 数					厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数		
	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	(再掲) 船 舶 所 有 者 数	(再掲) 短 時 間 労 働 者	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	総 数	強 制 適 用	任 意 包 括 適 用
平成18年度	1,681	1,595	81	5.3	・	1,552	1,474	78	124	121	3.2
19	1,716	1,626	84	5.2	・	1,591	1,509	81	120	117	3.1
20	1,740	1,648	87	5.1	・	1,618	1,534	84	117	114	3.0
21	1,754	1,660	88	4.9	・	1,635	1,549	85	114	111	3.0
22	1,749	1,656	87	4.8	・	1,632	1,548	84	112	109	2.9
23	1,745	1,654	86	4.7	・	1,632	1,548	83	109	106	2.8
24	1,758	1,667	86	4.6	・	1,650	1,566	83	104	101	2.6
25	1,801	1,709	87	4.5	・	1,698	1,613	85	98	96	2.5
26	1,867	1,774	89	4.4	・	1,796	1,709	87	66	65	1.7
27	1,975	1,892	78	4.4	・	1,945	1,867	77	25	24	0.9
28	2,109	2,024	81	4.4	27	2,101	2,016	81	8	8	0.0

注 1. 事業所の総数には任意単独適用（平成28年度末は、355事業所）を含んでいる。

2. 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

② 被保険者数

平成 28 年度末の厚生年金保険（第 1 号）の被保険者数は 3,822 万人で、前年度末に比べて 135 万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が 2,398 万人、女子が 1,424 万人となっている。前年度末と比べると、男子が 60 万人増加、女子が 75 万人増加している。平成 28 年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。

短時間労働者数は、29 万人となっている。男女別にみると、男子は 9 万人、女子は 20 万人となっている（表 10、図 3）。

表 10 厚生年金保険（第 1 号） 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

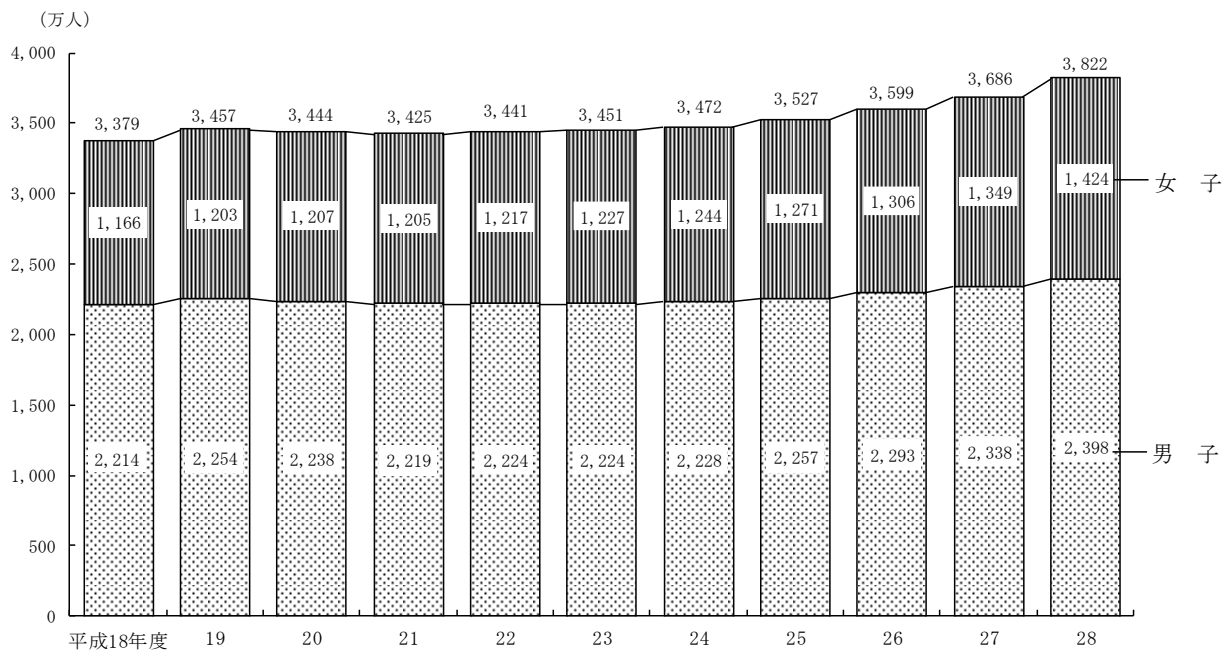
年 度	総 数	男 子				女 子	短時間労働者	男 子		女 子	育児休業等 保険料免除者
		一般男子	坑内員	船員	男 子			女 子			
平成18年度	33,794	22,139	22,079	0.7	59	11,655	・	・	・	111	
19	34,570	22,544	22,485	0.7	58	12,026	・	・	・	129	
20	34,445	22,377	22,319	0.7	57	12,068	・	・	・	145	
21	34,248	22,193	22,137	0.6	56	12,055	・	・	・	160	
22	34,411	22,241	22,186	0.6	54	12,170	・	・	・	180	
23	34,515	22,242	22,188	0.6	53	12,273	・	・	・	197	
24	34,717	22,279	22,226	0.6	53	12,439	・	・	・	214	
25	35,273	22,566	22,513	0.6	52	12,707	・	・	・	234	
26	35,985	22,929	22,876	0.6	52	13,057	・	・	・	301	
27	36,864	23,376	23,323	0.6	52	13,488	・	・	・	332	
28	38,218	23,980	23,927	0.6	52	14,238	291	86	204	355	

注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第 1 号厚生年金被保険者を計上している。

2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

3. 育児休業等保険料免除者数には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

図3 厚生年金保険（第1号）被保険者数の推移



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

③ 厚生年金基金加入状況

平成28年度末の厚生年金保険（第1号）における厚生年金基金の加入者数は46万人で前年度末に比べて82万人減少している。また、厚生年金基金加入者は厚生年金保険（第1号）全被保険者数の1.2%を占めている（表11）。

表11 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合(%)
	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女子	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女子	
平成18年度	28,927	18,628	10,239	4,867	3,451	1,416	14.4
19	29,826	19,130	10,637	4,744	3,355	1,389	13.7
20	29,813	19,052	10,703	4,631	3,266	1,365	13.4
21	29,718	18,959	10,703	4,529	3,178	1,351	13.2
22	29,977	19,087	10,835	4,434	3,099	1,335	12.9
23	30,205	19,184	10,967	4,310	3,004	1,306	12.5
24	30,549	19,338	11,158	4,168	2,888	1,280	12.0
25	31,298	19,772	11,473	3,975	2,741	1,234	11.3
26	32,974	20,824	12,098	3,011	2,052	959	8.4
27	35,584	22,499	13,032	1,280	824	456	3.5
28	37,762	23,630	14,079	456	297	159	1.2

④ 産業大分類・規模別適用状況

表12及び表13は、平成28年9月1日現在で、産業大分類別・規模別に厚生年金保険（第1号）の適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業大分類別にみると、事業所数では建設業（全事業所数の18.4%）、卸売・小売業（同17.3%）、製造業（同12.8%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の22.9%）、卸売・小売業（同15.5%）、医療・福祉（同12.4%）が大きな割合を占めている。

表12 厚生年金保険（第1号） 産業大分類別・規模別事業所数（平成28年9月1日現在の調査）

(単位：か所)

産業大分類	事業所の規模（事業所に使用されている被保険者数）								合計	割合(%)
	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上			
農林水産業	10,470	5,631	9,741	772	133	7	4	26,758	1.3	
鉱業・採石業・砂利採取業	1,008	461	1,656	260	49	2	3	3,439	0.2	
建設業	150,312	78,775	135,122	9,956	1,648	155	124	376,092	18.4	
製造業	82,321	38,215	101,450	26,761	10,463	1,102	836	261,148	12.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	5,797	2,295	3,902	628	270	22	38	12,952	0.6	
情報通信業	31,916	8,857	19,431	5,244	2,195	277	219	68,139	3.3	
運輸業・郵便業	16,757	7,642	33,095	10,412	3,500	329	244	71,979	3.5	
卸売・小売業	161,978	62,319	104,011	16,369	6,139	748	599	352,163	17.3	
金融・保険業	11,419	4,169	5,020	873	802	175	204	22,662	1.1	
不動産業・物品賃貸業	100,929	16,536	15,792	2,212	752	98	72	136,391	6.7	
学術研究・専門技術サービス業	89,339	27,080	39,075	4,329	1,275	152	78	161,328	7.9	
飲食店・宿泊業	34,416	14,108	21,952	3,278	1,091	136	98	75,079	3.7	
生活関連サービス業・娯楽業	29,567	11,035	20,604	3,917	1,051	117	60	66,351	3.3	
教育・学習支援業	11,775	3,917	8,881	1,588	374	70	39	26,644	1.3	
医療・福祉	36,031	31,233	87,333	18,436	8,139	698	260	182,130	8.9	
複合サービス事業	6,167	1,550	2,057	529	495	112	52	10,962	0.5	
サービス業	75,650	28,968	53,154	9,449	3,704	466	341	171,732	8.4	
公務	4,514	1,509	3,901	1,334	1,055	177	74	12,564	0.6	
総数	860,366	344,300	666,177	116,347	43,135	4,843	3,345	2,038,513	100.0	
割合(%)	42.2	16.9	32.7	5.7	2.1	0.2	0.2	100.0		

注：産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

表13 厚生年金保険（第1号） 産業大分類別・規模別被保険者数（平成28年9月1日現在の調査）

(単位：人)

産業大分類	事業所の規模（事業所に使用されている被保険者数）								合計	割合(%)
	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上			
農林水産業	12,743	19,324	95,933	38,036	24,730	4,494	11,914	207,174	0.5	
鉱業・採石業・砂利採取業	1,032	1,599	19,676	12,541	10,016	1,679	9,973	56,516	0.1	
建設業	192,746	270,362	1,332,919	472,186	314,245	110,989	360,472	3,053,919	8.1	
製造業	96,022	131,390	1,207,654	1,403,865	2,077,007	757,726	2,956,390	8,630,054	22.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	5,440	7,858	41,819	33,314	54,402	15,177	194,946	352,956	0.9	
情報通信業	34,311	30,179	225,614	277,287	432,331	189,313	653,114	1,842,149	4.9	
運輸業・郵便業	16,918	26,569	425,877	537,511	673,380	233,444	759,170	2,672,869	7.1	
卸売・小売業	186,103	212,851	1,096,897	844,370	1,253,219	520,344	1,731,763	5,845,547	15.5	
金融・保険業	13,134	14,152	49,338	48,320	190,998	121,364	935,235	1,372,541	3.6	
不動産業・物品賃貸業	102,609	55,287	158,196	112,520	143,749	68,072	159,980	800,413	2.1	
学術研究・専門技術サービス業	103,761	92,275	390,081	219,332	250,946	104,775	177,127	1,338,297	3.5	
飲食店・宿泊業	40,121	48,095	230,569	168,362	220,127	92,839	257,811	1,057,924	2.8	
生活関連サービス業・娯楽業	33,681	37,749	227,231	197,448	206,797	80,748	152,906	936,560	2.5	
教育・学習支援業	13,669	13,352	109,118	75,560	73,594	47,088	147,841	480,222	1.3	
医療・福祉	45,885	109,116	964,875	991,431	1,608,902	466,940	489,929	4,677,078	12.4	
複合サービス事業	6,639	5,219	21,185	29,652	122,513	73,781	105,287	364,276	1.0	
サービス業	85,221	99,147	564,740	490,531	755,380	323,798	1,087,391	3,406,208	9.0	
公務	4,553	5,169	45,714	74,447	231,886	120,444	131,892	614,105	1.6	
総数	994,588	1,179,693	7,207,436	6,026,713	8,644,222	3,333,015	10,323,141	37,708,808	100.0	
割合(%)	2.6	3.1	19.1	16.0	22.9	8.8	27.4	100.0		

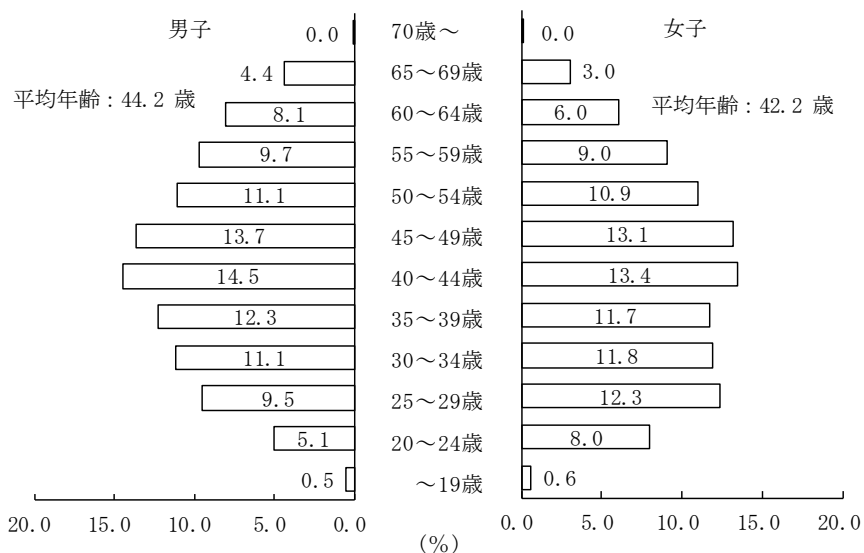
注：産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

⑤ 年齢構成

平成 28 年度末の厚生年金保険（第 1 号）の被保険者の年齢構成を男女別にみると、男女ともに 40～44 歳の割合が最も高くなっている（男子 14.5%、女子 13.4%）。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成 28 年度末で、男子は 44.2 歳、女子は 42.2 歳となっている（図 4）。

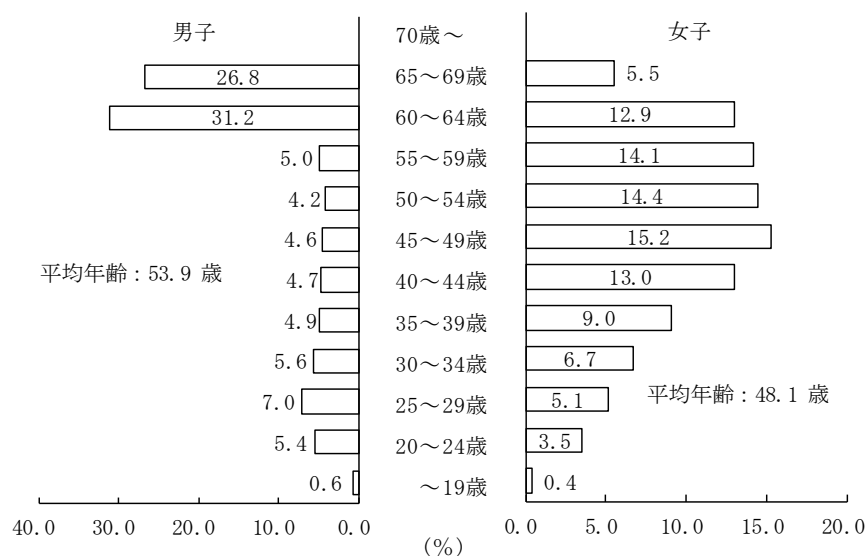
図 4 厚生年金保険（第 1 号） 被保険者の年齢構成（平成28年度末）



注：男子には船員及び坑内員を含む。

平成 28 年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は 60～64 歳、65 歳～69 歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は 45～49 歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は 53.9 歳、女子は 48.1 歳となっている（図 5）。

図 5 厚生年金保険（第 1 号） 短時間労働者の年齢構成（平成28年度末）



注：男子には坑内員を含む。

⑥ 標準報酬月額及び標準賞与額

平成 28 年度末の標準報酬月額の平均は 30 万 8 千円（男子 35 万円、女子 23 万 7 千円）であり、前年度末に比べて 0.3%減少している。平成 28 年度の年度平均についても、30 万 8 千円（男子 34 万 9 千円、女子 23 万 7 千円）と、前年度に比べて 0.0%減少している（表 14）。

表14 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			(再掲) 短時間労働者			標準報酬月額の平均 (年度平均)			(再掲) 短時間労働者		
		総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子
実 数 (円)	平成24年度	306,131	347,494	232,046	・	・	・	304,848	346,040	231,106	・	・	・
	25	306,282	347,276	233,482	・	・	・	305,408	346,418	232,675	・	・	・
	26	308,382	349,735	235,763	・	・	・	306,897	348,043	234,554	・	・	・
	27	308,938	350,114	237,574	・	・	・	308,007	349,144	236,552	・	・	・
	28	308,133	350,093	237,462	126,946	139,893	121,494	307,896	349,362	237,428	126,062	139,346	120,362
伸 び 率 (%)	平成24年度	0.5	0.5	0.9	・	・	・	0.2	0.2	0.5	・	・	・
	25	0.0	△ 0.1	0.6	・	・	・	0.2	0.1	0.7	・	・	・
	26	0.7	0.7	1.0	・	・	・	0.5	0.5	0.8	・	・	・
	27	0.2	0.1	0.8	・	・	・	0.4	0.3	0.9	・	・	・
	28	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	・	・	・	△ 0.0	0.1	0.4	・	・	・

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。
 3. 標準報酬月額の平均（年度平均）は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

標準賞与額1回当たりの平均は、平成 28 年度で 44 万円（うち男子 51 万 4 千円、女子 30 万 4 千円）であり、前年度に比べて 0.1%減少している。

一人当たり標準報酬額（総報酬ベース・年額）は、平成 28 年度で 437 万 5 千円（うち男子 501 万 2 千円、女子 329 万 2 千円）であり、前年度に比べて 0.1%減少している（表 15）。

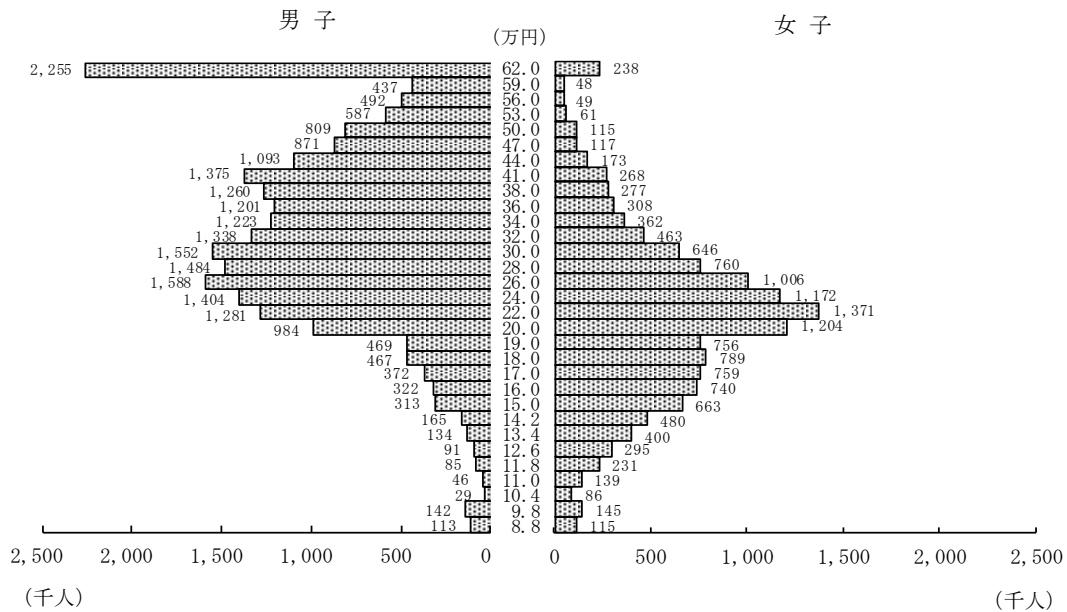
表15 厚生年金保険（第1号） 標準賞与額の平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

		標準賞与額1回当たりの平均			(再掲) 短時間労働者			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)			(再掲) 短時間労働者		
		総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子
実 数 (円)	平成24年度	426,139	494,874	292,712	・	・	・	4,313,699	4,935,571	3,200,433	・	・	・
	25	428,046	496,257	295,951	・	・	・	4,326,485	4,948,041	3,224,130	・	・	・
	26	435,820	506,140	299,803	・	・	・	4,361,575	4,991,749	3,253,588	・	・	・
	27	440,856	513,382	303,238	・	・	・	4,381,148	5,012,923	3,283,744	・	・	・
	28	440,335	513,525	304,003	4,375,042	5,012,331	3,292,015
伸 び 率 (%)	平成24年度	△ 0.6	△ 0.9	0.5	・	・	・	0.0	△ 0.0	0.4	・	・	・
	25	0.4	0.3	1.1	・	・	・	0.3	0.3	0.7	・	・	・
	26	1.8	2.0	1.3	・	・	・	0.8	0.9	0.9	・	・	・
	27	1.2	1.4	1.1	・	・	・	0.4	0.4	0.9	・	・	・
	28	△ 0.1	0.0	0.3	・	・	・	△ 0.1	△ 0.0	0.3	・	・	・

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 2. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
 3. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図6は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第31級（62万円）が225万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が137万人と最も多くなっている。

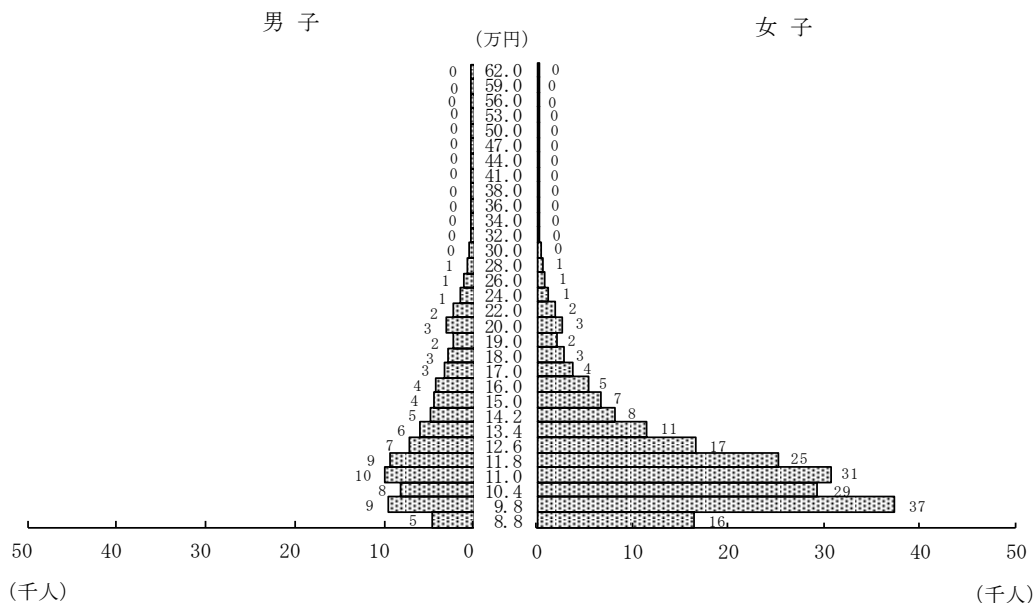
図6 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別被保険者数（平成28年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

図7は標準報酬月額別短時間労働者数の分布をみたものである。男子では第4級（11万円）が1万人と最も多くなっており、女子は第2級（9.8万円）が4万人と最も多くなっている。

図7 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別短時間労働者数（平成28年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成28年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数は3,409万人で、内訳は旧法厚生年金保険が136万人、旧法船員保険が3万人、新法厚生年金保険が3,226万人、旧共済組合が45万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,496万人（全受給者数の43.9%）、通算老齢年金が1,330万人（同39.0%）、障害年金が42万人（同1.2%）、遺族年金が538万人（同15.8%）、通算遺族年金が3万人（同0.1%）となっている。

また、平成28年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、老齢相当が1,274万人、通老相当が1,082万人となっている。障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は25万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は8万人となっている（表16）。

表16 厚生年金保険（第1号） 受給者数（平成28年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	14,964	43.9	516	1.5	12	0.0	14,166 (12,578)	41.5	270 (160)	0.8
通算老齢年金	13,302	39.0	412	1.2	2	0.0	12,809 (10,746)	37.6	79 (70)	0.2
障 害 年 金	419	1.2	39	0.1	1	0.0	375 (247)	1.1	3 (2)	0.0
遺 族 年 金	5,381	15.8	361	1.1	13	0.0	4,910 (76)	14.4	97 (0)	0.3
通算遺族年金	28	0.1	27	0.1	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	34,094	100.0	1,356	4.0	29	0.1	32,260 (23,646)	94.6	449 (232)	1.3

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

4. () 内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

5. 割合は、厚生年金保険（第1号）の全受給者数に対するものである。

厚生年金保険（第1号）の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が10万人、通算老齢年金が19万人、障害年金が8千人、遺族給付が9万人の増加となっている（表17、図8）。

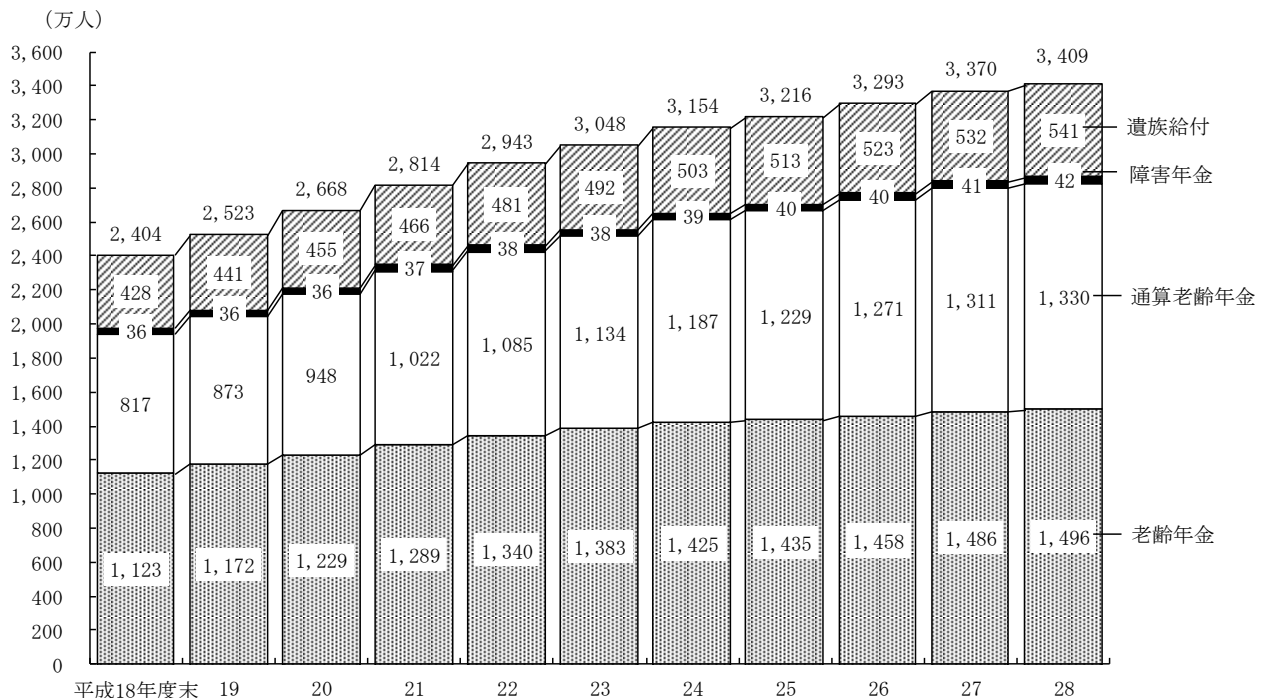
表17 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	年金種別			
		老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成18年度	24,043	11,234	8,169	356	4,284
19	25,226	11,725	8,728	360	4,414
20	26,684	12,287	9,485	363	4,549
21	28,141	12,893	10,219	366	4,664
22	29,433	13,399	10,849	377	4,807
23	30,479	13,831	11,339	384	4,924
24	31,535	14,246	11,869	390	5,030
25	32,164	14,347	12,286	397	5,134
26	32,932	14,581	12,715	404	5,232
27	33,703	14,859	13,110	410	5,323
28	34,094	14,964	13,302	419	5,409

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
- 注2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 注3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図8 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が8万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が7万人、旧法船員保険の老齢年金が2千人、旧法船員保険の通算老齢年金が4百人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が4千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が21万人、通老相当が27万人の増加となっている（表18）。

表18 厚生年金保険（第1号） 老齢給付受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成18年度	11,234	8,169	1,544	1,200	35	7	9,190	6,858	466	104
19	11,725	8,728	1,429	1,115	33	6	9,815	7,504	448	102
20	12,287	9,485	1,316	1,043	30	6	10,512	8,336	429	101
21	12,893	10,219	1,209	978	28	5	11,245	9,136	411	100
22	13,399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98
23	13,831	11,339	982	799	23	4	12,457	10,441	371	96
24	14,246	11,869	876	712	20	4	13,000	11,060	350	92
25	14,347	12,286	776	633	18	3	13,223	11,561	330	89
26	14,581	12,715	683	558	16	3	13,573	12,068	309	86
27	14,859	13,110	596	483	14	2	13,960	12,543	290	82
28	14,964	13,302	516	412	12	2	14,166	12,809	270	79

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた受給者を計上している。
2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

② 受給権者数

平成28年度末における厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3,626万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,569万人、通算老齢年金が1,420万人、障害年金が60万人、遺族給付が576万人となっている（表19）。

表19 厚生年金保険（第1号） 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	（年度末現在、単位：千人）			
		老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成18年度	26,155	11,984	9,031	497	4,644
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	35,999	15,684	14,042	594	5,678
28	36,257	15,688	14,202	605	5,762

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

③ 在職者にかかる老齢給付の状況

平成 28 年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、364 万人となっており、前年度末に比べて 9 万人（2.5%）の増加となっている（表 20）。

表20 厚生年金保険（第1号） 在職者にかかる老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

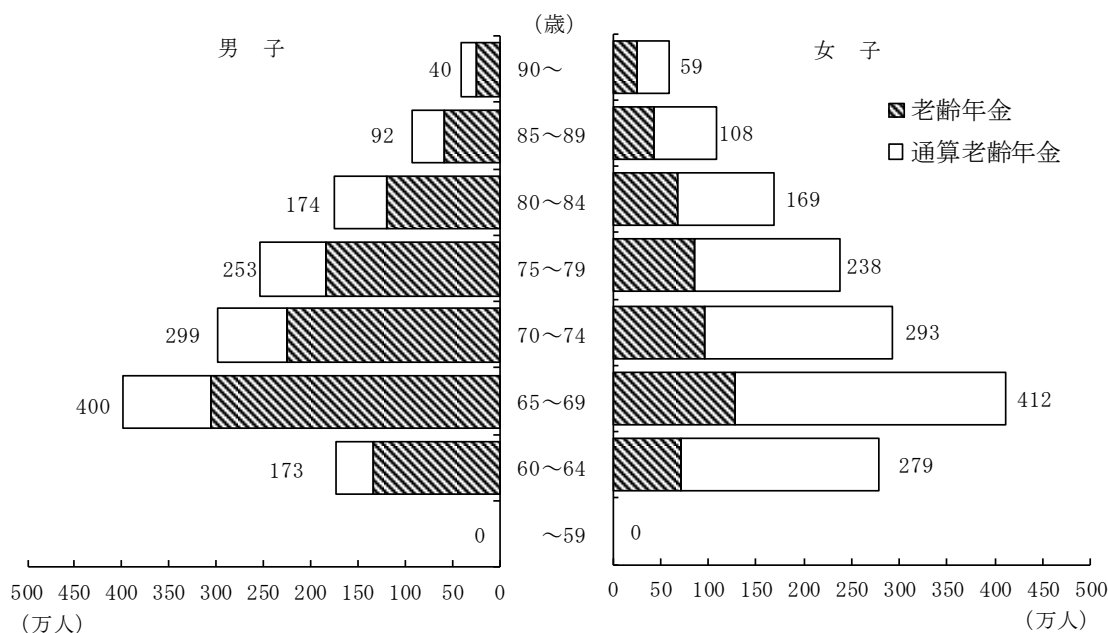
	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成24年度	324.5 (119.2)	229.3 (84.7)	95.2 (34.5)	262.7 (117.8)	180.2 (84.2)	82.5 (33.6)
25	316.5 (136.2)	216.2 (96.5)	100.3 (39.7)	263.0 (134.8)	175.5 (96.1)	87.5 (38.8)
26	327.0 (156.0)	221.2 (110.7)	105.8 (45.3)	275.9 (154.6)	183.0 (110.1)	92.9 (44.5)
27	355.2 (179.6)	239.7 (127.5)	115.5 (52.0)	303.4 (178.0)	202.2 (126.9)	101.2 (51.1)
28	364.1 (204.0)	235.8 (144.3)	128.3 (59.7)	319.8 (202.6)	206.8 (143.8)	113.0 (58.8)

- 注1. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
 ② 適用事業所に使用される70歳以上の者（平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）
 ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員（平成27年度以降に限る）
 である老齢給付の受給権者及び受給者である。
 2. () 内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。
 ただし、平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図 9 は、平成 28 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付の受給権者 2,989 万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に 65～69 歳が最も多い（男子は 400 万人、女子は 412 万人）。

図9 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成28年度末）

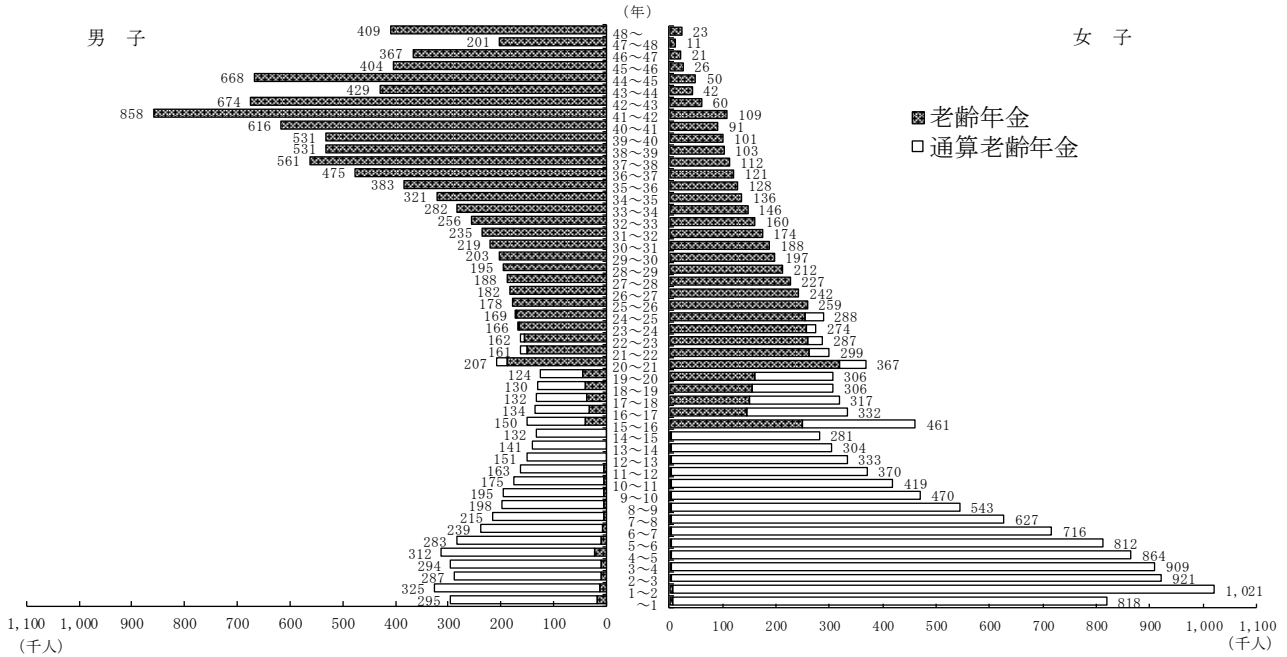


⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成 28 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図 10 のとおりである。

男子では 41 年以上 42 年未満が最も多く（86 万人）、女子では 1 年以上 2 年未満が最も多く（102 万人）になっている。

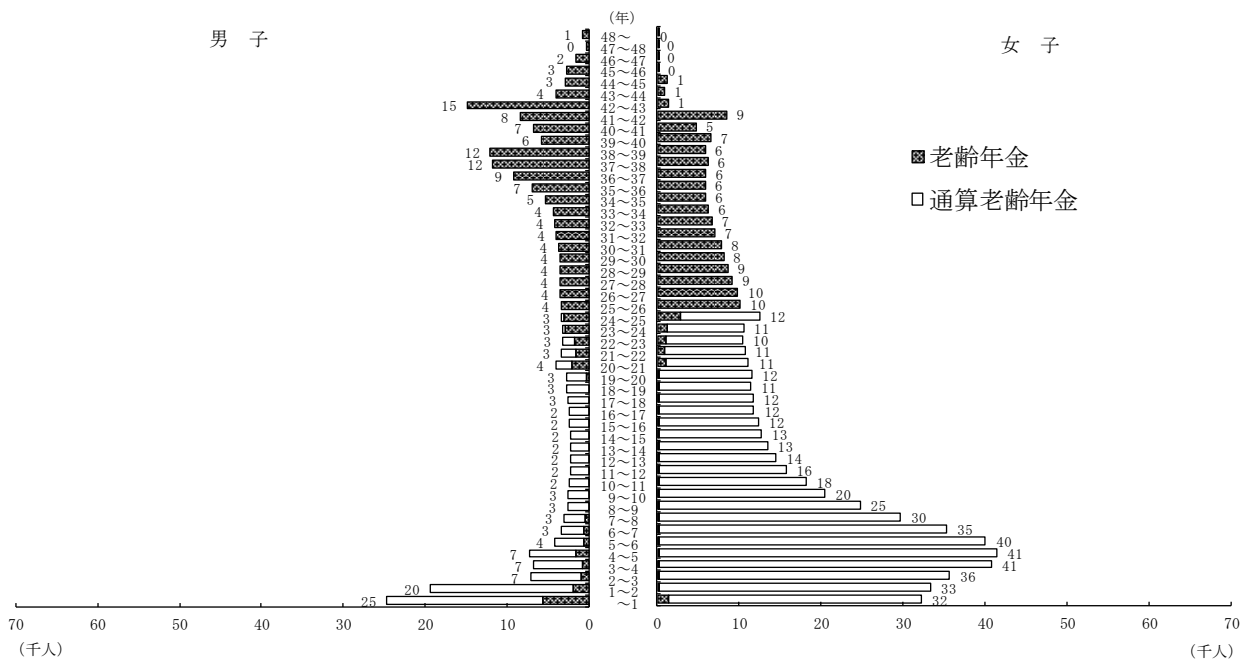
図10 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成28年度末）



平成 28 年度に新規裁定された厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図 11 のとおりである。

男子では 1 年未満が最も多く（2 万人）、女子では 4 年以上 5 年未満が最も多く（4 万人）になっている。

図11 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成28年度新規裁定）



⑥ 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

平成 28 年度末の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者のうち、繰上げ受給者は 5 万人であり、繰下げ受給者は 28 万人となっている。

新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者における繰上げ受給率は 0.2%、繰下げ受給率は 1.2%となっている（表 21）。

表21 新法厚生年金保険（老齢厚生年金） 繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成24年度	19,239,269	・	・	19,012,002	98.8	227,267	1.2
25	20,645,609	10,717	0.1	20,396,770	98.8	238,122	1.2
26	21,986,841	21,928	0.1	21,716,017	98.8	248,896	1.1
27	23,126,224	32,795	0.1	22,829,711	98.7	263,718	1.1
28	24,081,359	46,310	0.2	23,756,169	98.6	278,880	1.2

注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない。

2. 本来と繰下げの分類は、平成19年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定している。

繰上げ・本来支給・繰下げの選択を終えた 70 歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、平成 28 年度末は繰下げ受給率が 1.0%となっている（表 22）。

表22 新法厚生年金保険（老齢厚生年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成24年度	1,240,842	・	・	1,228,862	99.0	11,980	1.0
25	1,316,590	・	・	1,303,949	99.0	12,640	1.0
26	1,186,534	・	・	1,176,463	99.2	10,067	0.8
27	950,336	・	・	941,186	99.0	9,150	1.0
28	1,353,086	・	・	1,339,282	99.0	13,801	1.0

注. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。

(3) 年金額

① 年金総額

平成28年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額は25兆7,008億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆5,946億円で年金総額の68.5%を占めており、通算老齢年金が2兆4,018億円（年金総額の9.3%）、障害年金が3,020億円（同1.2%）、遺族年金が5兆3,949億円（同21.0%）、通算遺族年金が75億円（同0.0%）となっている（表23）。

表23 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額（平成28年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	175,946	68.5	8,603	3.3	340	0.1	162,737	63.3	4,266	1.7
通算老齢年金	24,018	9.3	1,557	0.6	7	0.0	22,265	8.7	189	0.1
障 害 年 金	3,020	1.2	463	0.2	26	0.0	2,499	1.0	32	0.0
遺 族 年 金	53,949	21.0	3,747	1.5	209	0.1	48,861	19.0	1,132	0.4
通算遺族年金	75	0.0	72	0.0	1	0.0	・	・	2	0.0
合 計	257,008	100.0	14,442	5.6	584	0.2	236,361	92.0	5,620	2.2

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。

4. 割合は、厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額全体に対するものである。

厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が1,827億円の減少、通算老齢年金が98億円の増加、障害年金が17億円の増加、遺族給付が597億円の増加となっている（表24、図12）。

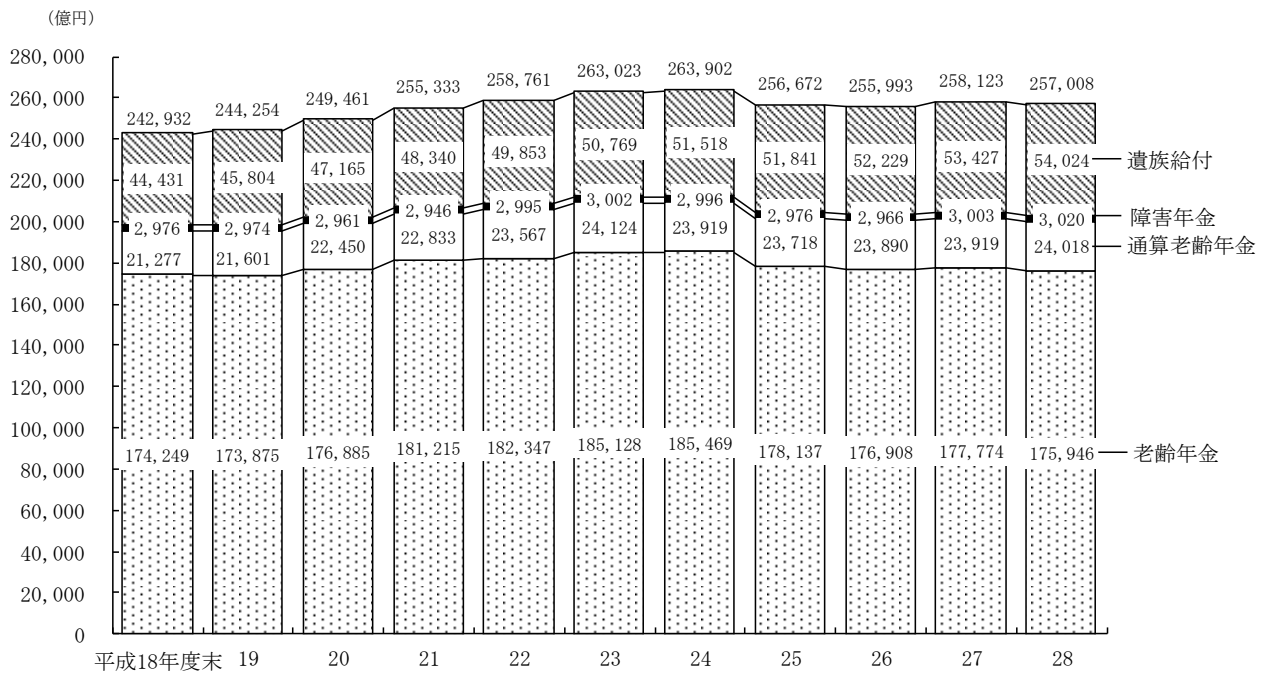
表24 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		老齢年金		通算老齢年金		障害年金	遺族給付
	前年度末	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末	当年度末		
平成18年度	242,932	(231,170)	174,249	(163,262)	21,277	(20,502)	2,976	44,431
19	244,254	(231,898)	173,875	(162,335)	21,601	(20,785)	2,974	45,804
20	249,461	(236,195)	176,885	(164,495)	22,450	(21,575)	2,961	47,165
21	255,333	(240,939)	181,215	(167,762)	22,833	(21,891)	2,946	48,340
22	258,761	(243,474)	182,347	(168,073)	23,567	(22,555)	2,995	49,853
23	263,023	(246,892)	185,128	(170,072)	24,124	(23,048)	3,002	50,769
24	263,902	(246,937)	185,469	(169,656)	23,919	(22,768)	2,996	51,518
25	256,672	(239,390)	178,137	(162,062)	23,718	(22,511)	2,976	51,841
26	255,993	(239,171)	176,908	(161,320)	23,890	(22,656)	2,966	52,229
27	258,123	(243,211)	177,774	(164,093)	23,919	(22,688)	3,003	53,427
28	257,008	(245,827)	175,946	(165,869)	24,018	(22,914)	3,020	54,024

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図12 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移



厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が1,481億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が271億円、旧法船員保険の老齢年金が53億円、旧法船員保険の通算老齢年金が1億円、旧共済組合の退職年金が400億円、通算退職年金が13億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が106億円、新法厚生年金保険の通老相当が383億円の増加となっている（表25）。

表25 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成18年度	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)	28,849 (28,420)	4,866 (4,789)	1,001	27	135,346 (124,789)	16,074 (15,376)	9,053	310
19	173,875 (162,335)	21,601 (20,785)	26,524 (26,133)	4,504 (4,431)	932	24	137,821 (126,672)	16,773 (16,030)	8,599	300
20	176,885 (164,495)	22,450 (21,575)	24,243 (23,886)	4,160 (4,093)	864	22	143,641 (131,608)	17,977 (17,169)	8,137	291
21	181,215 (167,762)	22,833 (21,891)	22,186 (21,859)	3,869 (3,807)	796	20	150,544 (137,419)	18,663 (17,784)	7,688	280
22	182,347 (168,073)	23,567 (22,555)	19,850 (19,556)	3,494 (3,436)	726	17	154,567 (140,587)	19,786 (18,831)	7,204	270
23	185,128 (170,072)	24,124 (23,048)	17,582 (17,321)	3,115 (3,062)	651	15	160,188 (145,394)	20,738 (19,714)	6,706	256
24	185,469 (169,656)	23,919 (22,768)	15,487 (15,257)	2,759 (2,712)	581	13	163,189 (147,606)	20,905 (19,800)	6,212	242
25	178,137 (162,062)	23,718 (22,511)	13,434 (13,233)	2,414 (2,372)	508	11	158,499 (142,625)	21,066 (19,901)	5,696	227
26	176,908 (161,320)	23,890 (22,656)	11,601 (11,438)	2,098 (2,062)	447	10	159,643 (144,217)	21,570 (20,371)	5,217	213
27	177,774 (164,093)	23,919 (22,688)	10,083 (9,964)	1,828 (1,801)	393	8	162,631 (149,070)	21,882 (20,677)	4,666	202
28	175,946 (165,869)	24,018 (22,914)	8,603 (8,527)	1,557 (1,540)	340	7	162,737 (152,736)	22,265 (21,178)	4,266	189

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
4. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

② 平均年金月額

平成28年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万8千円、通算老齢年金が6万円となっている（表26）。

表26 厚生年金保険（第1号） 受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年度	老齢年金	(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
25	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913
26	147,513	156,245	77,556	58,075	101,906	84,831
27	147,872	156,904	75,632	59,013	102,630	85,200
28	147,927	155,341	73,805	59,837	102,398	84,694

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成24年度は63歳までと64歳以降で、平成25年度以降は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成25年度から平成27年度の60歳と、平成28年度の60歳・61歳で少なくなっている。なお、これらの者には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者を含んでいるため、平均年金月額が高くなっている（表27）。

表27 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成24年度	35.7	48.0	52.9	60.1	63.0	781.5
25	1.0	45.1	49.2	53.7	60.9	820.1
26	0.7	33.1	46.1	49.9	54.3	856.3
27	0.7	32.3	41.2	46.7	50.5	886.8
28	0.6	1.3	41.4	42.4	47.3	916.8

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成24年度	96,584	97,799	98,993	104,269	170,662	187,290
25	131,754	96,735	97,759	101,710	105,755	183,155
26	129,823	95,763	96,934	100,666	103,330	179,578
27	124,261	94,399	97,433	101,255	103,727	178,928
28	121,853	120,670	92,332	100,742	103,399	176,655

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。
 3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成24年度から平成26年度は62歳までと63歳以降で、平成27年度以降は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られる（表28）。

表28 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成24年度	13.7	18.9	20.9	23.7	24.7	380.1
25	12.2	17.2	19.4	21.5	24.0	398.7
26	10.9	15.2	17.5	19.8	21.8	416.5
27	10.1	14.2	15.6	17.8	20.1	432.3
28	9.2	12.7	15.4	15.9	18.2	447.6

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成24年度	48,864	48,277	47,940	98,151	94,982	110,655
25	49,532	49,541	48,210	96,204	94,958	109,314
26	50,360	50,323	49,672	96,204	95,180	108,384
27	52,169	51,061	51,214	50,771	96,922	109,180
28	53,381	53,326	49,449	51,952	97,761	108,964

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。
 3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

表 29 は厚生年金保険（第 1 号）の老齢年金受給権者の給付状況の推移を示したものである。平成 28 年度末における受給権者数は 1,569 万人、その平均年金月額は 14 万 6 千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は 4 千人の増加、平均年金月額は 3 百円の増加となっている。

表29 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移

(年度末現在)

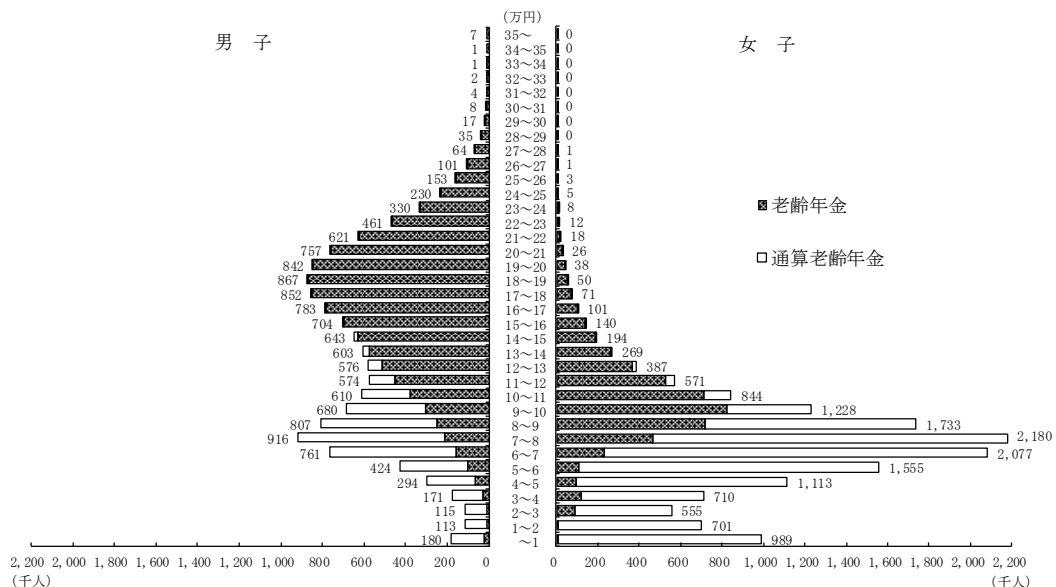
年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成18年度	11,984	162 (154)	1,546	156 (153)	35	237	9,934	162 (153)	470	175
19	12,596	158 (149)	1,431	155 (152)	33	238	10,681	157 (147)	452	173
20	13,236	155 (146)	1,317	154 (151)	30	239	11,455	155 (145)	433	172
21	13,854	153 (144)	1,211	153 (151)	28	240	12,201	153 (143)	415	171
22	14,413	150 (141)	1,094	151 (149)	25	240	12,900	149 (139)	394	169
23	14,840	149 (140)	983	149 (147)	23	240	13,461	149 (138)	374	167
24	15,233	148 (139)	877	147 (145)	20	240	13,982	148 (137)	353	179
25	15,230	146 (136)	777	144 (142)	18	238	14,102	145 (134)	333	176
26	15,422	145 (136)	684	141 (139)	16	237	14,410	144 (134)	313	174
27	15,684	145 (137)	597	141 (139)	14	239	14,781	145 (137)	293	169
28	15,688	146 (140)	516	139 (138)	12	240	14,887	145 (139)	273	168

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。また、新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者を計上している。
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
5. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成 28 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図 13 である。男子は、通算老齢年金を中心に 7～8 万円をピークとする山と、老齢年金の 18～19 万円をピークとする山に分かれているが、女子では 7～8 万円がピークとなっている。

図13 厚生年金保険（第 1 号） 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（平成28年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

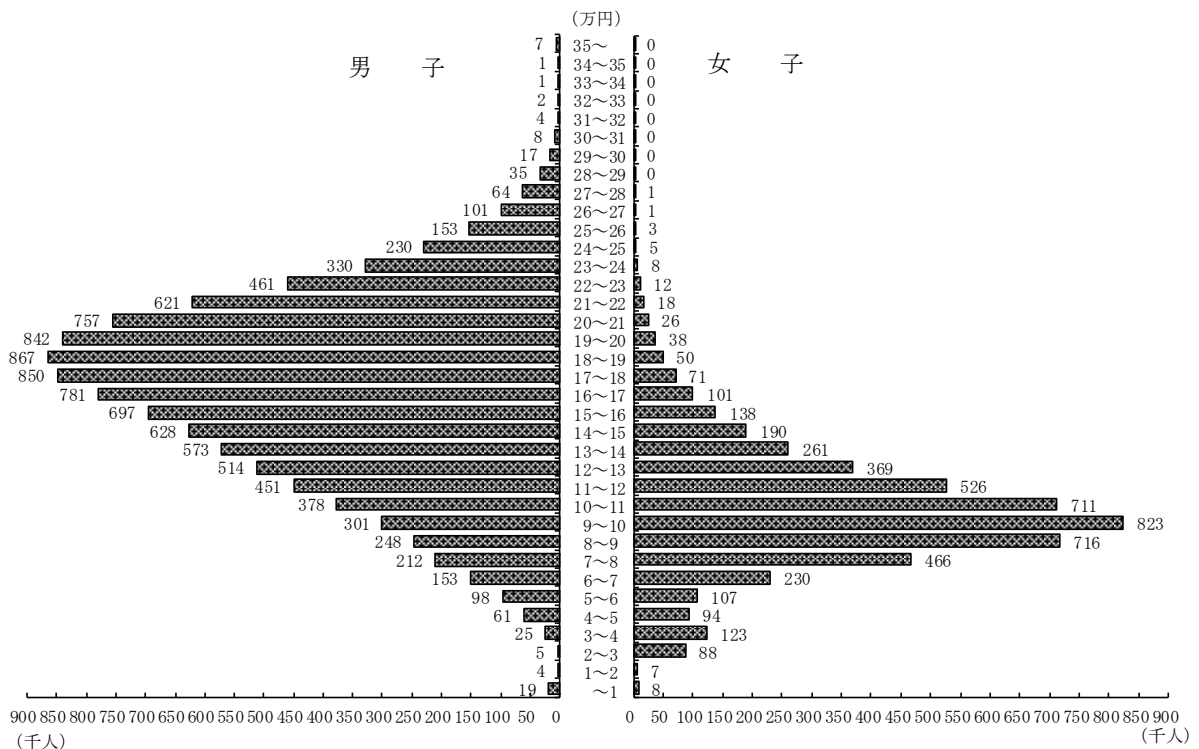
平成 28 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表 30、図 14 である。男子は、15～20 万円が男子全体の 38.5%を占めており、より詳細にみると 18～19 万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10 万円が 45.1%と半数近くを占めており、より詳細にみると 9～10 万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表 30 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成 28 年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	15,688	100.0	10,498	100.0	5,190	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	434	2.8	113	1.1	320	6.2
5 ～ 10	3,354	21.4	1,013	9.6	2,342	45.1
10 ～ 15	4,600	29.3	2,544	24.2	2,056	39.6
15 ～ 20	4,435	28.3	4,036	38.5	398	7.7
20 ～ 25	2,467	15.7	2,399	22.9	68	1.3
25 ～ 30	374	2.4	369	3.5	5	0.1
30 ～	24	0.2	24	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	145,638		166,863		102,708	

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

図14 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成28年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

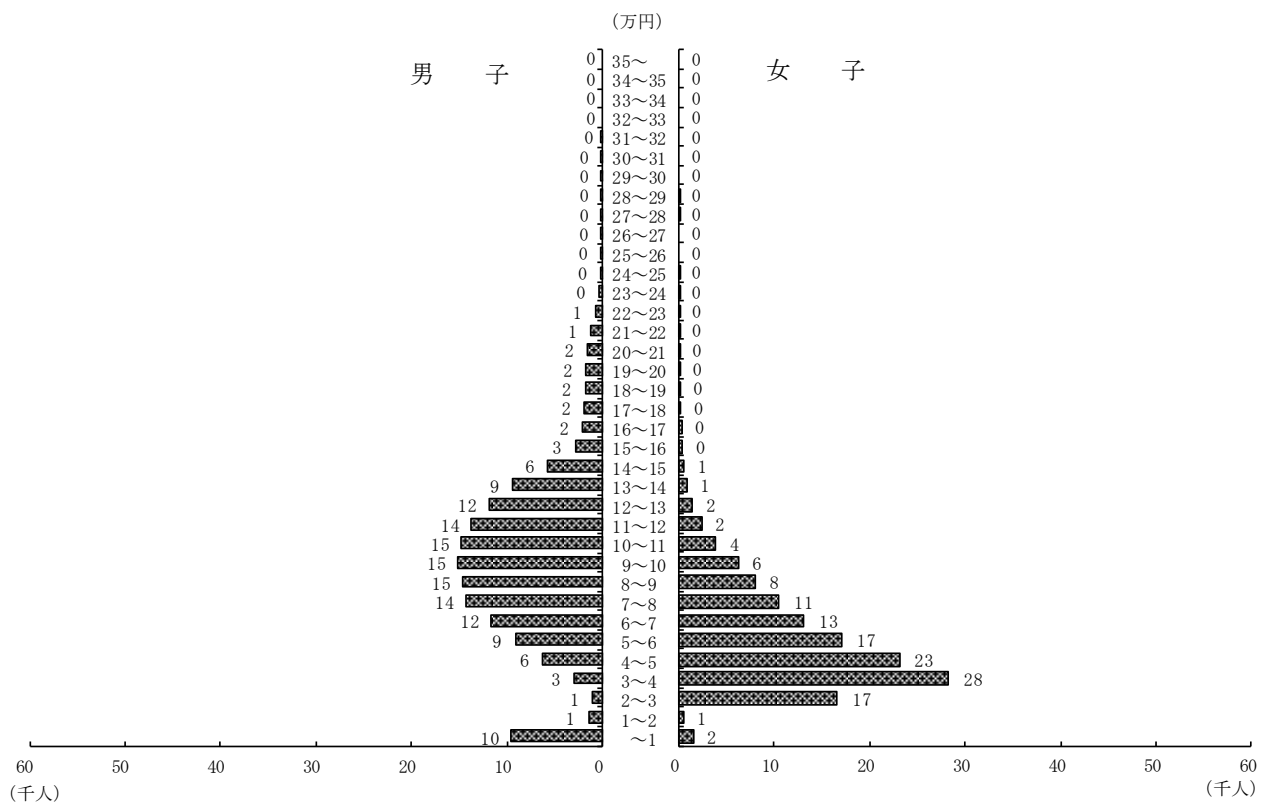
平成28年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表31、図15である。男子は、月額5～10万円が41.5%を占めているが、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が51.4%を占めており、より詳細にみると3～4万円をピークとして、おおむね年金月額が高くなるにつれて受給権者数が少なくなっている。

表31 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成28年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	293	100.0	157	100.0	137	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	92	31.3	21	13.6	70	51.4
5 ～ 10	120	41.1	65	41.5	55	40.5
10 ～ 15	65	22.2	56	35.5	10	7.0
15 ～ 20	12	4.0	10	6.7	1	1.0
20 ～ 25	4	1.4	4	2.6	0	0.1
25 ～ 30	0	0.1	0	0.1	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	-	-
平均年金月額（円）	77,180		95,351		56,378	

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

図15 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成28年度新規裁定）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

④ 雇用保険

平成 28 年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は 4 万 4 千人、総停止年金額は 265 億円、平均停止月額 は 5 万円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は 27 万人、停止総額は 341 億円、平均停止月額は 1 万円となっている（表 32）。

表32 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】				(年度末現在)					
年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成 24 年度	68,582	55,391	13,191	55,282,812	52,364,740	2,918,072	67,174	78,780	18,435
25	58,449	42,179	16,270	38,385,883	34,929,369	3,456,514	54,728	69,010	17,704
26	53,088	36,938	16,150	34,261,845	30,782,838	3,479,007	53,782	69,447	17,952
27	51,283	35,080	16,203	31,803,391	28,669,688	3,133,703	51,680	68,105	16,117
28	44,003	27,690	16,313	26,458,577	23,119,550	3,339,028	50,108	69,579	17,057

【高年齢雇用継続給付】				(年度末現在)					
年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成 24 年度	360,777	351,156	9,621	46,041,600	45,152,211	889,389	10,635	10,715	7,704
25	339,570	329,945	9,625	43,145,970	42,257,765	888,204	10,588	10,673	7,690
26	309,008	299,633	9,375	39,090,903	38,217,147	873,755	10,542	10,629	7,767
27	310,149	299,177	10,972	39,529,831	38,457,767	1,072,064	10,621	10,712	8,142
28	271,117	259,729	11,388	34,084,985	32,991,245	1,093,740	10,477	10,585	8,004

⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

表 33 は厚生年金保険（第 1 号）における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成 28 年度に分割された件数は 2 万 7 千件で、前年度と比べ 5 百件減少している。分割件数のうち、3 号分割のみの件数は 4 千 7 百件で、前年度と比べ 1 千件増加している。

表33 厚生年金保険（第 1 号） 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数（件）	【参考】	
		離婚分割	3 号分割のみ
平成24年度	19,361	18,252	1,109
25	21,519	19,663	1,856
26	22,468	19,980	2,488
27	27,149	23,448	3,701
28	26,682	21,946	4,736

- 注 1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 2. 3 号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第 3 号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ 3 号分割を行った件数を含む。
 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報（平成 29 年 3 月分）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図 16 は平成 28 年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第 1 号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第 2 号改定者）ともに 45～49 歳の割合が最も高くなっている。

図16 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割者の年齢構成（平成28年度）

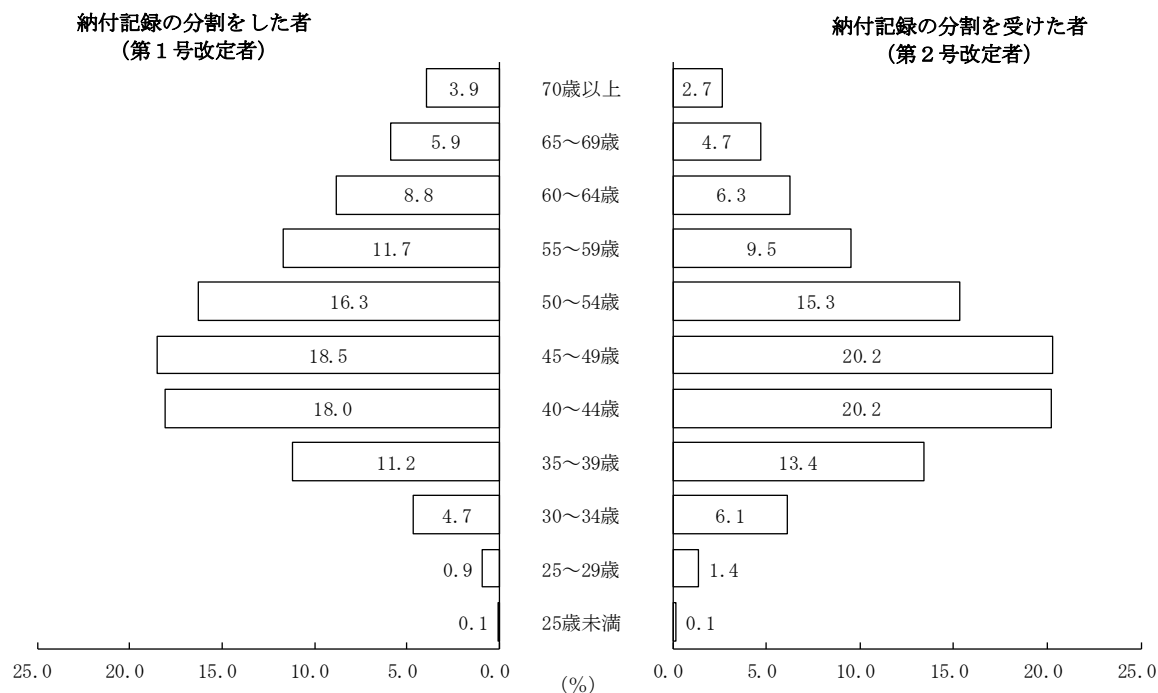


表 34 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成 28 年度では 15～20 年の割合が 19.7%と最も高くなっている。

表34 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成24年度	2.9	13.0	18.0	17.7	15.7	13.0	8.4	6.0	5.2
25	2.5	12.8	18.1	18.3	15.9	13.1	7.9	5.5	5.9
26	2.9	12.3	18.2	18.4	16.5	12.8	8.1	4.9	5.9
27	2.7	11.4	18.0	18.3	16.6	12.9	8.5	5.7	6.0
28	2.8	9.8	18.1	19.7	17.8	12.9	8.3	4.8	5.8

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 35 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は 50%が 97.0%とほとんどを占めている。

表35 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成24年度	0.0	0.2	0.6	1.6	2.5	95.2
25	0.0	0.1	0.4	1.4	2.4	95.7
26	0.0	0.1	0.4	1.2	1.9	96.4
27	0.0	0.1	0.4	1.3	1.9	96.3
28	0.0	0.0	0.3	0.9	1.7	97.0

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 36 は受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成 28 年度では第 1 号改定者においては改定前 14 万円、改定後 11 万円、第 2 号改定者においては改定前 4 万 9 千円、改定後 8 万 1 千円となっており、変動差はそれぞれ 3 万 1 千円と 3 万 2 千円となっている。

表36 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第 1 号改定者				第 2 号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成24年度	3,486	141,503	110,967	△ 30,536	2,432	48,241	79,595	31,354
25	3,524	141,176	110,733	△ 30,444	2,619	49,833	80,856	31,022
26	3,201	139,424	109,785	△ 29,640	2,515	51,528	82,622	31,094
27	3,119	136,995	111,329	△ 25,666	2,496	54,819	81,647	26,828
28	3,038	140,123	109,620	△ 30,503	2,604	48,546	80,513	31,967

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ 3 号分割を行った場合には、3 号分割に係る改定額を含む。

< 3号分割のみの年金分割に係る状況 >

図17は平成28年度における3号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者(特定被保険者)は35～39歳の割合が高くなっており、納付記録の分割を受けた者(被扶養配偶者)とともに30～34歳の割合が最も高くなっている。

図17 厚生年金保険(第1号) 3号分割のみ改定者の年齢構成(平成28年度)

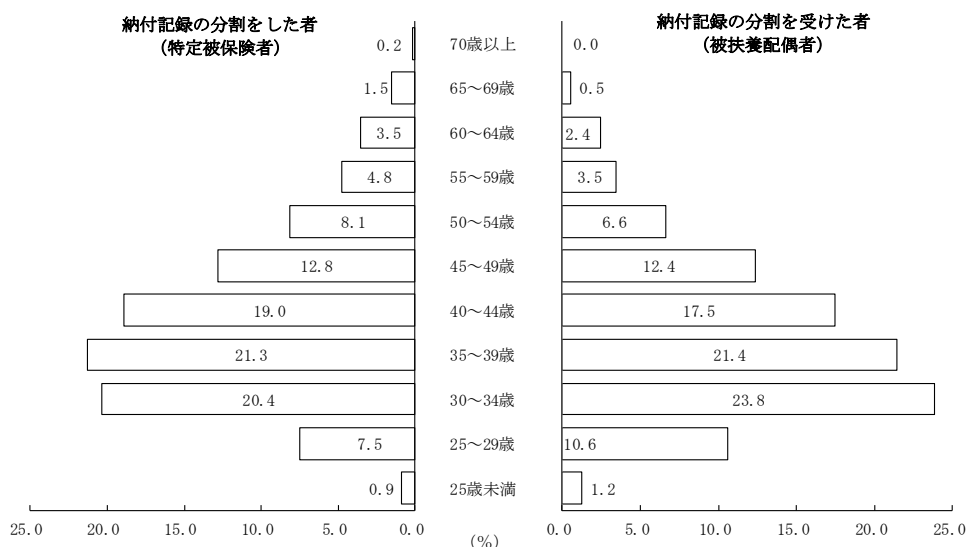


表37は3号分割のみの分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成28年度では6～7年(18.0%)の割合が最も高くなっている。

表37 厚生年金保険(第1号) 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

(単位: %)

	分割対象期間									
	以上 未満	1年 ～1年	2年 ～2年	3年 ～3年	4年 ～4年	5年 ～5年	6年 ～6年	7年 ～7年	8年 ～8年	9年 ～9年
平成24年度	6.4	17.5	27.8	28.0	20.3	·	·	·	·	·
25	5.6	11.1	18.2	25.8	22.1	17.1	·	·	·	·
26	5.2	10.0	13.3	16.0	23.6	19.0	13.0	·	·	·
27	4.1	9.2	11.6	12.5	13.9	19.8	18.1	10.8	·	·
28	3.6	8.1	9.8	10.5	11.3	12.4	18.0	15.7	10.6	·

表38は受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成28年度においては、男子は改定前12万5千円、改定後12万円、女子は改定前2万9千円、改定後3万4千円となっている。

表38 厚生年金保険(第1号) 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成24年度	53	115,413	112,690	△ 2,723	24	10,756	13,099	2,343
25	65	103,490	99,090	△ 4,401	37	20,321	23,038	2,717
26	86	113,849	108,514	△ 5,335	58	24,631	28,272	3,641
27	140	113,919	111,546	△ 2,374	91	30,721	33,727	3,006
28	148	125,020	120,415	△ 4,605	101	28,651	33,845	5,194

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(4) 収支状況

厚生年金保険（第1号）の実質的な収支状況の推移を示したものが表39及び図18である。

平成28年度における収入のうち、保険料収入は29兆4,754億円、国庫負担（一般会計からの受入）は9兆2,458億円となっている。

基礎年金交付金、国家公務員共済組合連合会等拠出金収入等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が43兆2,733億円、実質的な支出総額が40兆1,653億円となっており、収支差引残は3兆1,080億円の超過となっている。

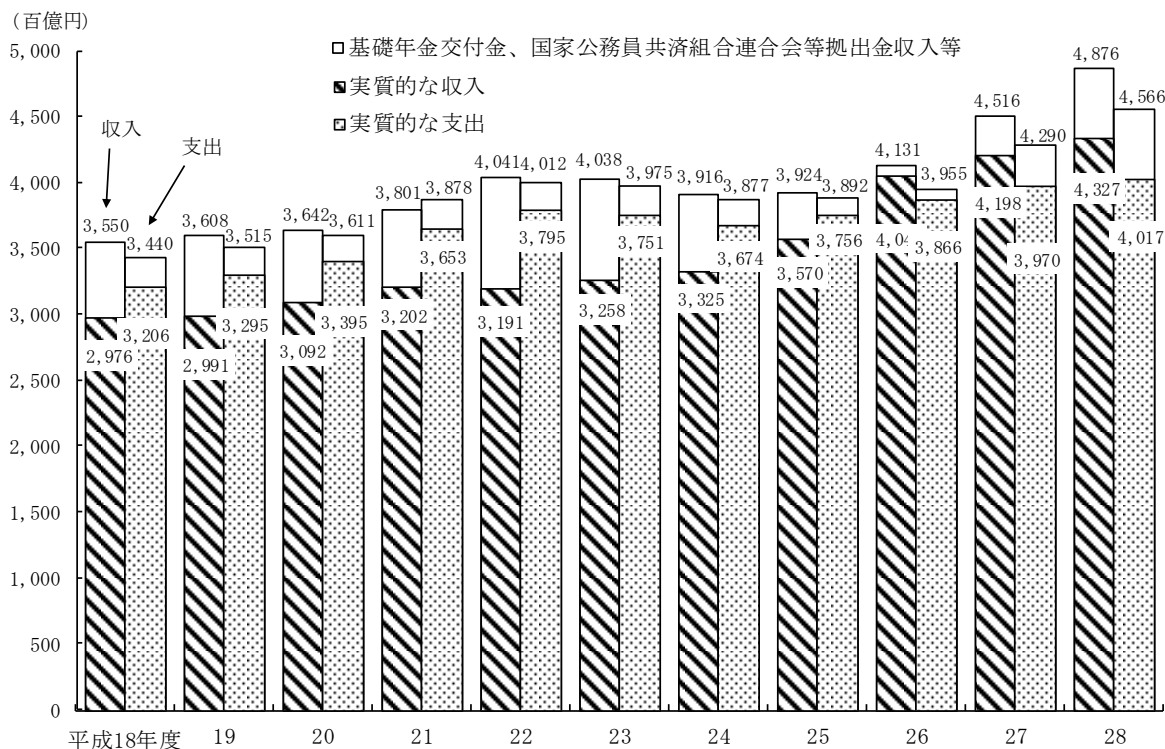
表39 厚生年金保険（第1号）の実質的な収支状況の推移

（単位：億円）

	収入合計 （実質）	（再掲）		支出合計 （実質）	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成24年度	332,455	241,549	80,583	367,364	△ 34,909
25	356,993	250,472	83,058	375,610	△ 18,617
26	404,353	263,196	87,690	386,590	17,763
27	419,783	278,362	92,264	397,043	22,740
28	432,733	294,754	92,458	401,653	31,080

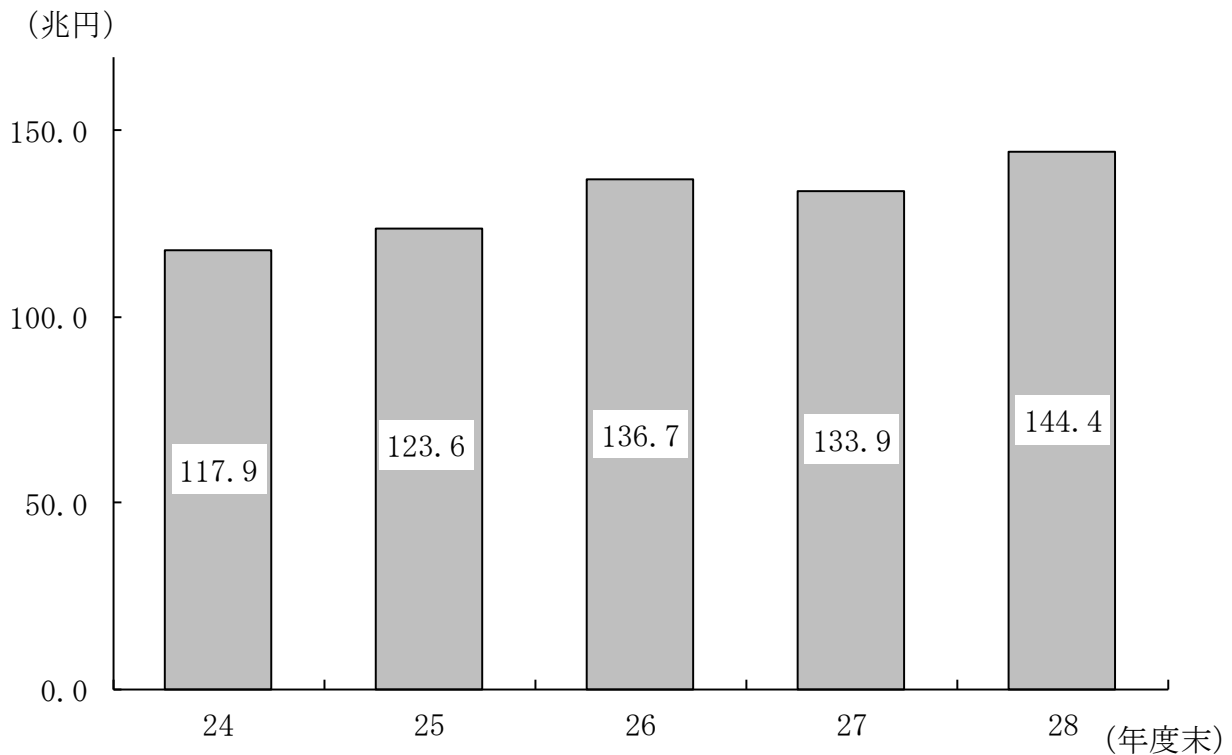
注. 厚生年金保険（第1号）の「収入（支出）合計（実質）」は、厚生年金勘定の決算における収入（支出）から基礎年金交付金、国家公務員共済組合連合会等拠出金収入等を控除した額である。

図18 厚生年金保険（第1号） 収支状況の推移



平成 28 年度末の時価ベースの厚生年金保険の積立金残高は、144 兆 4 千億円となり、前年度末から 10 兆 5 千億円の増加となっている（図 19）。

図19 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



- 注1. 年金積立金のうち、年金積立金管理運用独立行政法人以外の管理運用主体で運用を行っている積立金は対象としていない。
- 注2. 年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。
- 注3. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成24年度9.57%、平成25年度8.22%、平成26年度11.61%、平成27年度△3.63%、平成28年度5.47%である。
- （出所：「平成28年度 厚生年金保険法第79条の8第2項に基づくGPIFにかかる管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果」）

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

① 被保険者数

平成28年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,575万人（男子816万人、女子759万人）、第3号被保険者が889万人（男子11万人、女子878万人）となっている。

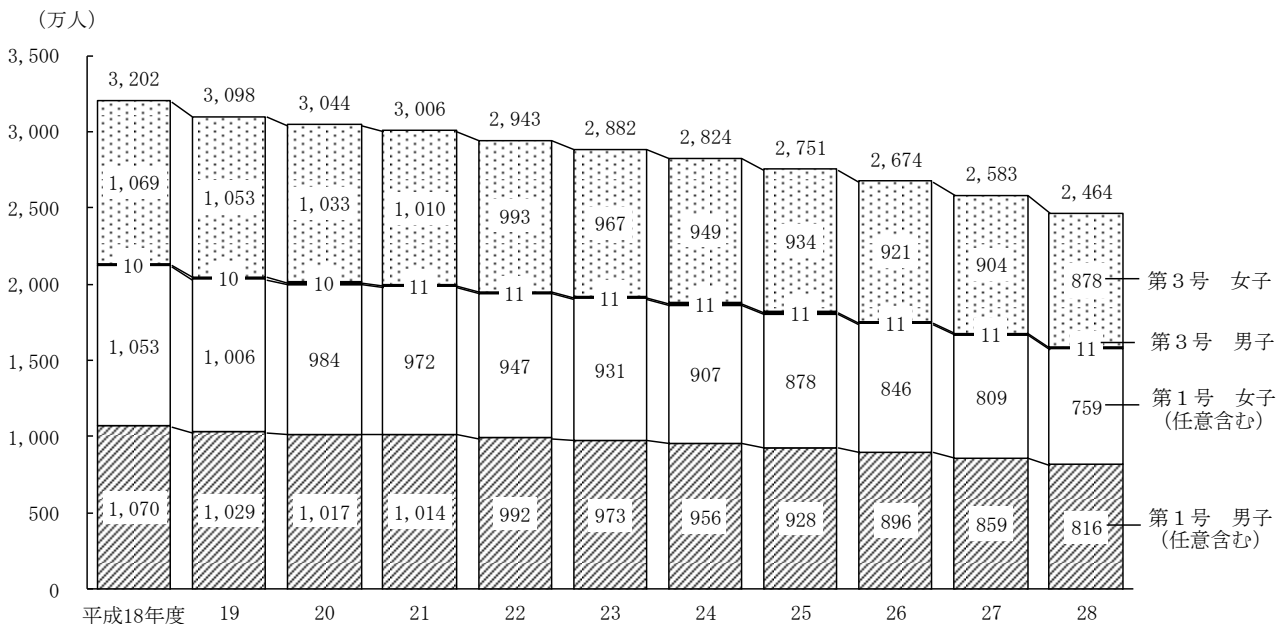
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は93万人、第3号被保険者は26万人の減少となっている（表40、図20）。

表40 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)						任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男子	女子	第1号被保険者			計	男子	女子	計	男子	女子
				計	男子	女子						
平成18年度	21,230	10,696	10,535	20,911	10,606	10,305	320	90	230	10,789	99	10,690
19	20,354	10,292	10,062	20,015	10,194	9,821	339	98	241	10,628	100	10,528
20	20,007	10,170	9,837	19,661	10,068	9,593	346	102	244	10,436	104	10,333
21	19,851	10,135	9,716	19,507	10,030	9,477	344	105	239	10,209	110	10,099
22	19,382	9,915	9,467	19,038	9,808	9,230	345	107	237	10,046	114	9,932
23	19,044	9,730	9,314	18,717	9,624	9,093	327	106	222	9,778	111	9,667
24	18,637	9,563	9,075	18,344	9,466	8,878	294	97	197	9,602	112	9,490
25	18,054	9,275	8,779	17,788	9,186	8,602	266	89	177	9,454	111	9,343
26	17,420	8,962	8,458	17,175	8,878	8,297	245	84	161	9,319	109	9,210
27	16,679	8,590	8,089	16,447	8,509	7,938	232	81	151	9,151	108	9,043
28	15,754	8,165	7,589	15,540	8,089	7,451	214	76	139	8,890	109	8,781

図20 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移



平成 28 年度末における保険料全額免除者数は 583 万人（法定免除者数 135 万人、申請全額免除者数 221 万人、学生納付特例者数 176 万人、納付猶予者数 51 万人）となり、第 1 号被保険者数（任意加入被保険者を含まない）に占める割合は 37.5%（法定免除 8.7%、申請全額免除 14.2%、学生納付特例 11.3%、納付猶予 3.3%）で、前年度末と比較して 2.5 ポイント上昇している。

また、保険料申請一部免除者数は 43 万人で、前年度末に比べて 4 万人減少している。第 1 号被保険者数（任意加入被保険者を含まない）に占める割合は 2.8%で、前年度末に比べて 0.1 ポイント低下している（表 41、図 21）。

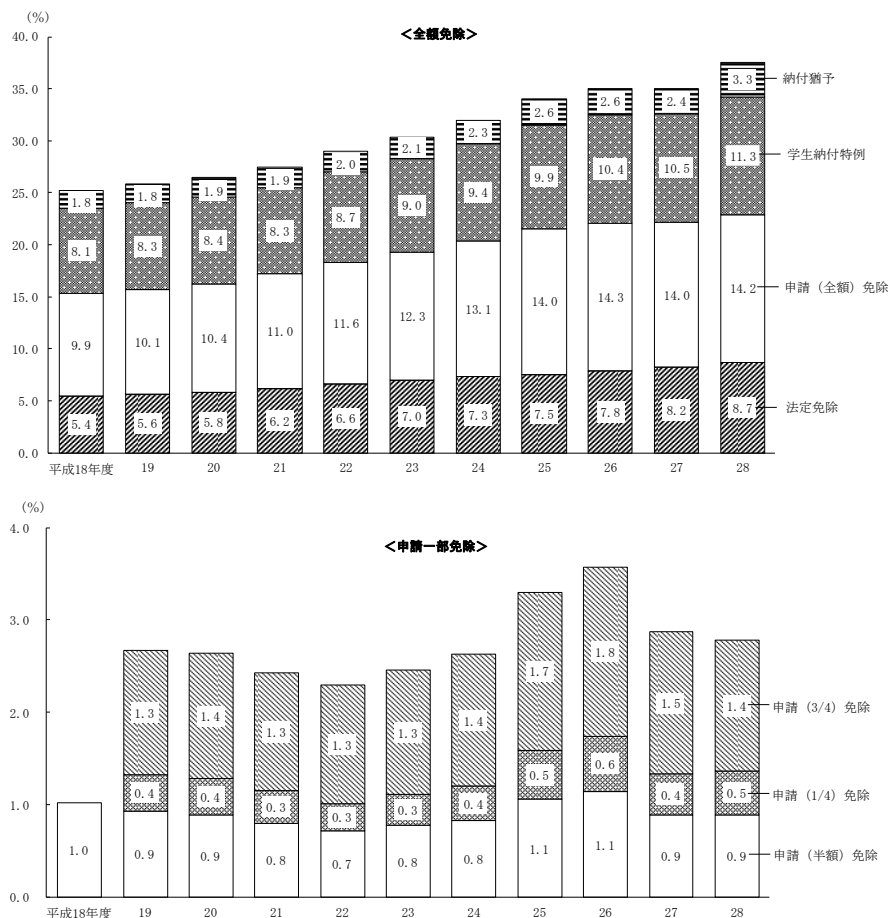
表 41 国民年金 保険料全額免除者数、申請一部免除者数の推移

（年度末現在）

年 度	保険料全額免除者数（千人）				全額免除割合（%）					保険料申請一部免除者数（千人）					
	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	納付猶予	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	納付猶予	合 計	申請一部免除割合（%）	申請（3/4）免除	申請（半額）免除	申請（1/4）免除
平成18年度	5,281	1,135	2,069	1,703	373	25.3	5.4	9.9	8.1	1.8	556	2.7	-	213	-
19	5,173	1,129	2,017	1,657	369	25.8	5.6	10.1	8.3	1.8	535	2.7	270	187	78
20	5,209	1,144	2,043	1,651	371	26.5	5.8	10.4	8.4	1.9	518	2.6	267	175	77
21	5,350	1,203	2,146	1,627	374	27.4	6.2	11.0	8.3	1.9	474	2.4	250	156	67
22	5,513	1,263	2,215	1,659	376	29.0	6.6	11.6	8.7	2.0	436	2.3	243	137	56
23	5,684	1,306	2,300	1,685	393	30.4	7.0	12.3	9.0	2.1	460	2.5	253	145	62
24	5,870	1,336	2,394	1,718	421	32.0	7.3	13.1	9.4	2.3	482	2.6	262	151	69
25	6,059	1,341	2,495	1,764	460	34.1	7.5	14.0	9.9	2.6	587	3.3	304	188	95
26	6,020	1,344	2,453	1,779	444	35.1	7.8	14.3	10.4	2.6	614	3.6	314	196	103
27	5,763	1,346	2,296	1,723	397	35.0	8.2	14.0	10.5	2.4	471	2.9	253	147	72
28	5,830	1,347	2,211	1,757	514	37.5	8.7	14.2	11.3	3.3	432	2.8	220	139	73

- 注 1. 「全額免除割合」とは、保険料全額免除者数の第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。
 2. 「納付猶予」は、平成 27 年度までは 30 歳未満、平成 28 年度は 50 歳未満の者が対象である。
 3. 「申請一部免除割合」とは、申請（3/4、半額及び 1/4）免除者数の第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。

図 21 国民年金 保険料免除割合の推移



② 資格取得の状況

平成 28 年度の資格取得者数の第 1 号被保険者数に対する割合は 29.8%となっている。第 1 号被保険者の資格取得者においては、第 2 号被保険者から第 1 号被保険者となる者が引き続き多い傾向にある（表 42）。

表42 国民年金 第 1 号被保険者の資格取得理由別被保険者数の推移

(単位：万人)

	第 1 号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再 掲)				
				第 2 号からの 移行者等	第 3 号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成24年度	1,864	480	25.8	302	66	104	56	49
25	1,805	505	27.9	323	80	103	53	50
26	1,742	500	28.7	328	60	106	54	52
27	1,668	481	28.8	316	60	100	52	48
28	1,575	469	29.8	311	53	102	51	50

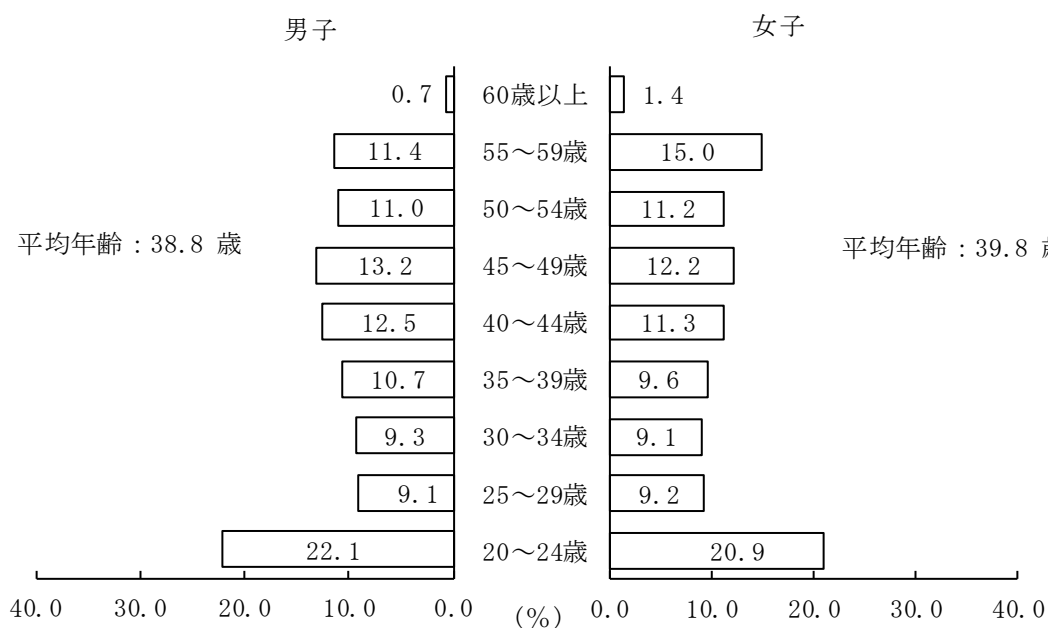
注 1. 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

2. 「割合 (%)」は、各年度末時点における第 1 号被保険者数 (任意加入被保険者数を含む) に対するものである。

③ 年齢構成

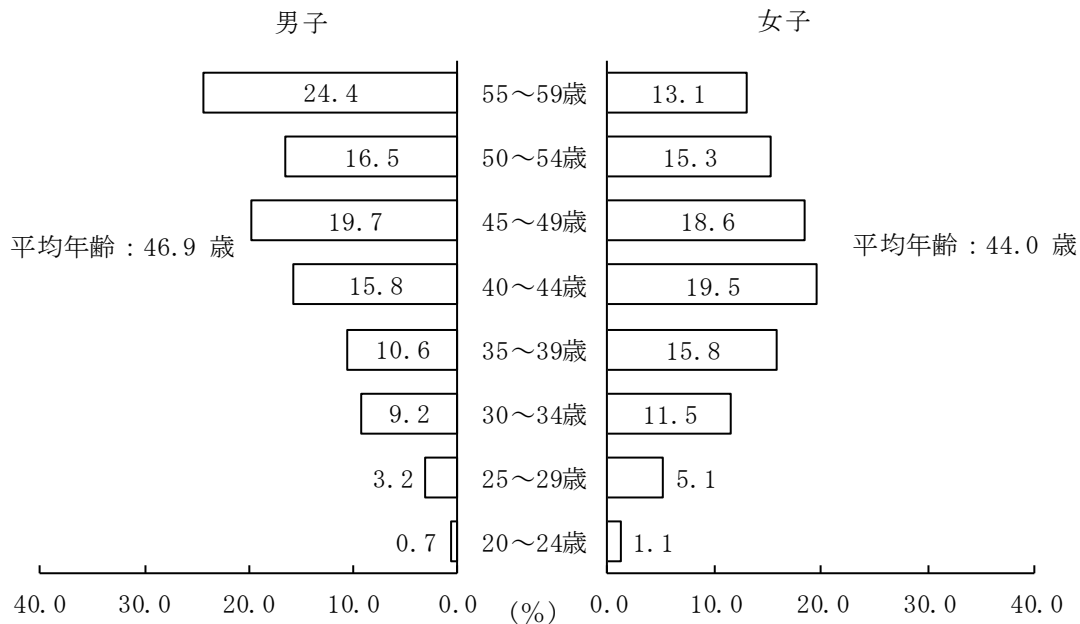
平成 28 年度末の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第 1 号被保険者では、男女共に 20～24 歳の割合が最も高く、次いで男子は 45～49 歳、女子は 55～59 歳の割合が高くなっている。また、第 3 号被保険者では、男子は 55～59 歳、女子は 40～44 歳の割合が高くなっている。第 1 号被保険者の平均年齢は、男子は 38.8 歳、女子は 39.8 歳となっている（図 22、図 23）。

図22 国民年金 第 1 号被保険者の年齢構成 (平成28年度末)



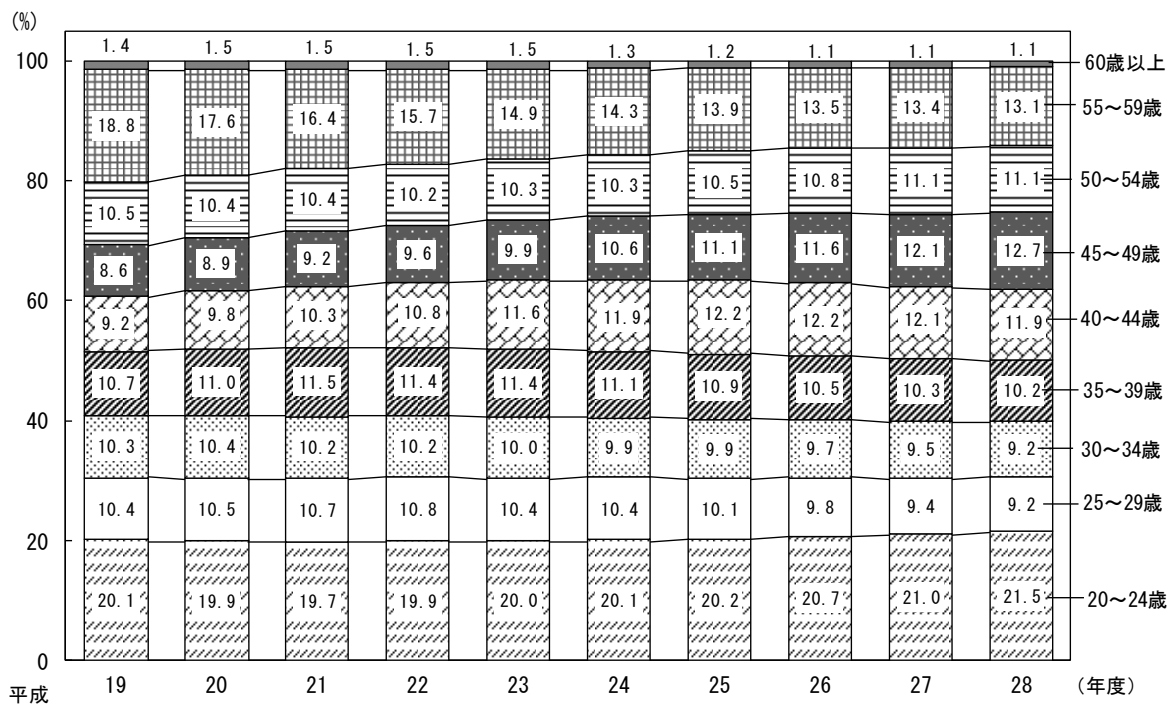
注. 国民年金第 1 号被保険者には、任意加入被保険者数を含む。

図23 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（平成28年度末）



平成28年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が21.5%と最も大きく、次に55～59歳が13.1%となっている（図24）。

図24 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移



注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 注2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

④ 保険料の納付状況

平成 28 年度中に納付された現年度分保険料についてみると、納付率は 65.0%となり、前年度の 63.4%から 1.7 ポイントの上昇となった。

なお、納付対象月数が前年度に比べ減少しているが、これは第 1 号被保険者数の減少によるものである。

また、平成 26 年度分保険料の最終納付率は 72.2%となり、前々年度の 63.1%から 9.1 ポイント伸びている（表 43、図 25）。

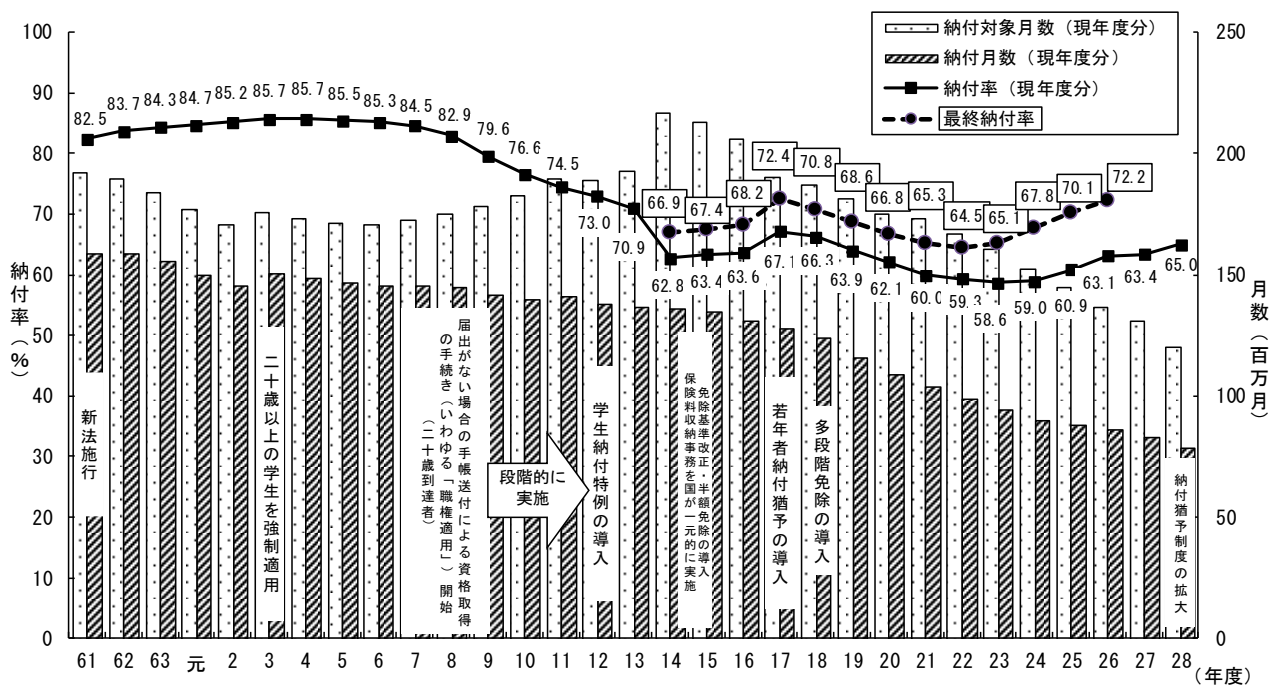
表43 国民年金 納付対象月数及び納付月数の推移（現年度分）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
納付率 (%)	59.0	60.9	63.1	63.4	65.0
納付対象月数	15,274 (△ 4.8)	14,481 (△ 5.2)	13,651 (△ 5.7)	13,080 (△ 4.2)	12,046 (△ 7.9)
納付月数	9,010 (△ 4.2)	8,817 (△ 2.1)	8,607 (△ 2.4)	8,291 (△ 3.7)	7,835 (△ 5.5)

(単位：万月)

注. 納付対象月数及び納付月数の () 内数値は、対前年度比 (%) である。

図25 国民年金 納付率等の推移



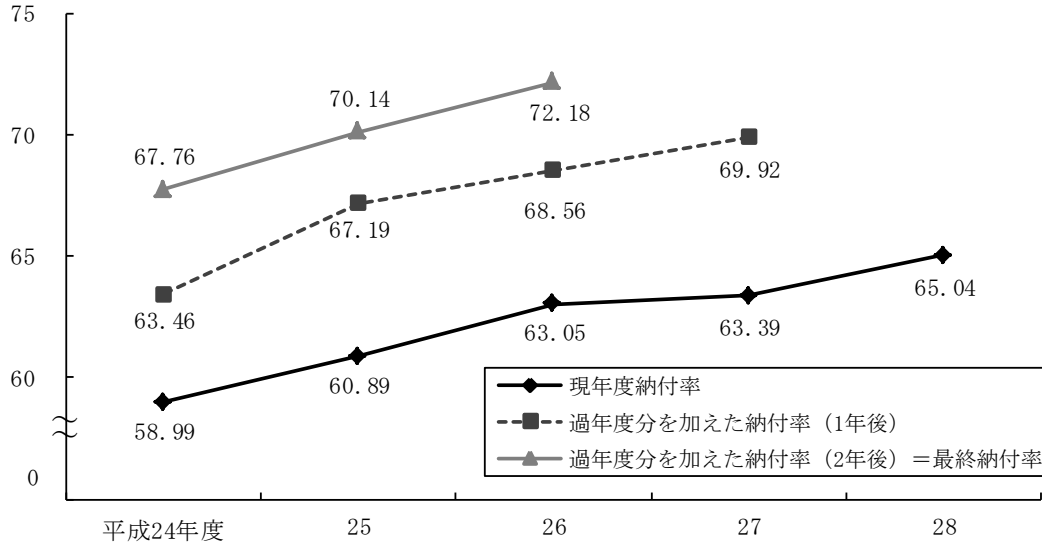
注1. 「納付率」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

過年度分保険料を加えた納付率の年度推移は、平成 26 年度分保険料については 72.18%、平成 27 年度分保険料については 69.92%となり、前年度末現在における納付率と比較して、それぞれ 3.62 ポイントの伸び、6.53 ポイントの伸びとなっている（図 26）。

図26 国民年金納付率の推移

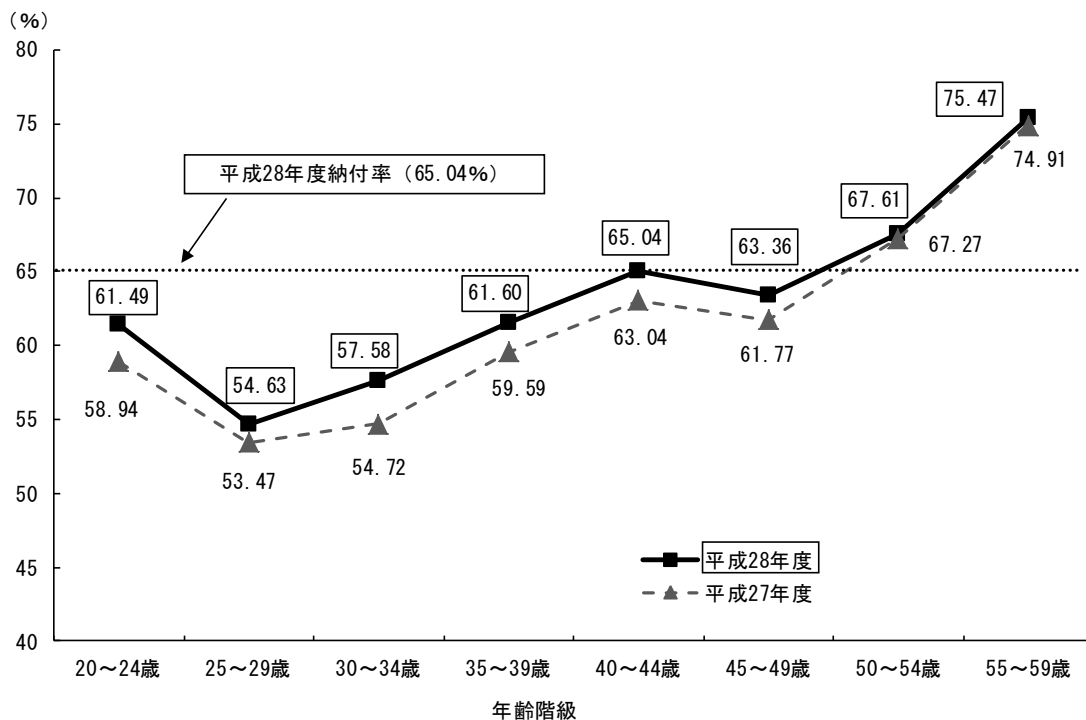


注1. 各年度における「現年度納付率」とは、当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度分を加えた納付率（1年後）」とは翌年度までに、「過年度分を加えた納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。経年でみると、平成 28 年度は、平成 27 年度と比較するとすべての年齢階級において上昇している（図 27）。

図27 国民年金納付率（現年度分）の年齢階級別状況



⑤ 納付率の変化要因

平成28年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成28年度の納付率は67.57%となっており、前年度と比べて1.70ポイント上昇している（図28）。

図28 国民年金 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成27年度の状況（納付率 63.39%）		平成28年度の状況（納付率 65.04%）	
1号資格喪失者	27年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 78.92%（納付対象月 233万月）	平成27年度のみ 納付対象月がある者 納付率 53.99% （納付対象月数 2,024万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 67.57%（納付対象月 8,510万月）
	その他平成27年度中に資格喪失した者 納付率 62.92%（納付対象月 1,316万月）		
27年度は納付対象月があり、28年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 16.30%（納付対象月 223万月）	平成28年度のみ 納付対象月がある者 納付率 50.42% （納付対象月数 1,540万月）	28年度中に60歳に到達した者 納付率 82.22%（納付対象月 216万月）
	学生納付特例者等 納付率 17.84%（納付対象月 253万月）		
両年度とも納付対象月がある者 納付率 65.11% （納付対象月 11,056万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 65.87%（納付対象月 8,616万月）	新規資格取得者	20歳に到達した者 納付率 54.92%（納付対象月 207万月） （手帳送付者 納付率 29.29%（納付対象月 113万月） それ以外の者 納付率 85.61%（納付対象月 94万月）
	28年度中に60歳に到達した者 納付率 79.28%（納付対象月 396万月）		2号からの移行者等 納付率 60.31%（納付対象月 550万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 59.13%（納付対象月 2,044万月）		3号からの移行者 納付率 75.74%（納付対象月 143万月）
			その他 納付率 24.53%（納付対象月 182万月）
			27年度は全額免除で、28年度は納付対象月がある者 申請全額免除者 納付率 33.16%（納付対象月 246万月） 学生納付特例者等 納付率 45.53%（納付対象月 212万月）

注. 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、年金手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

平成 28 年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化 1.66 ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、両年度とも納付対象月がある者による影響度が 1.86 ポイントとなっている（表 44）。

表44 国民年金 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②		
合 計				△ 0.24	1.90	1.66		
被 保 険 者 属 性	平成27年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	27年度中に60歳に到達した者	△ 0.28	・	△ 0.28		
			その他27年度中に資格喪失した者	0.05	・	0.05		
		27年度は納付対象月があり、 28年度は全額免除の者		申請全額免除者	0.80	・	0.80	
				学生納付特例者等	0.88	・	0.88	
	両年度とも 納付対象月がある者		2年間引き続き第1号被保険者である者	0.12	1.20	1.32		
			28年度中に60歳に到達した者	△ 0.20	0.05	△ 0.14		
			その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）	0.04	0.65	0.68		
	平成28年度のみ 納付対象月がある者		27年度は全額免除で、 28年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	△ 0.62	・	△ 0.62	
				学生納付特例者等	△ 0.31	・	△ 0.31	
			新規資格取得者		20歳に到達した者	△ 0.15	・	△ 0.15
					2号からの移行者等	△ 0.14	・	△ 0.14
					3号からの移行者	0.15	・	0.15
その他					△ 0.59	・	△ 0.59	

1.86

注. 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成28年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（1.66ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

⑥ 都道府県別の保険料納付状況

平成28年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、富山、新潟となっている。反対に低かった下位3都道府県は、沖縄、大阪、東京となっている。

前年度の納付率との変化に着目すると、熊本県を除き全ての都道府県で上昇している。

納付率の上昇幅が大きかった上位3県は、沖縄、青森、岩手となっている（表45）。

表45 国民年金 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成27年度（現年度分）				平成28年度（現年度分）						全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	納付率の変化			
									（%）	順位		
全 国	13,080	8,291	63.39		12,046	7,835	65.04		1.66		1.66	
北 海 道	497	310	62.45	36	452	292	64.63	34	2.17	10	0.08	6
青 森 県	129	82	63.27	32	114	76	66.21	30	2.94	2	0.03	16
岩 手 県	111	79	70.90	11	100	74	73.69	8	2.78	3	0.02	22
宮 城 県	229	145	63.45	31	206	135	65.46	31	2.01	17	0.03	14
秋 田 県	82	59	71.77	9	74	55	74.17	7	2.40	5	0.01	35
山 形 県	96	70	72.88	6	87	65	74.92	5	2.04	14	0.01	37
福 島 県	179	115	64.20	30	160	106	66.22	29	2.02	15	0.03	18
茨 城 県	338	209	61.74	39	309	196	63.28	40	1.54	32	0.04	12
栃 木 県	216	133	61.61	40	197	125	63.29	39	1.68	27	0.03	17
群 馬 県	212	142	66.93	25	195	133	68.39	27	1.46	36	0.02	20
埼 玉 県	849	512	60.27	44	779	483	62.01	44	1.75	23	0.11	4
千 葉 県	700	427	61.00	41	635	398	62.70	41	1.71	26	0.09	5
東 京 都	1,795	1,069	59.56	45	1,675	1,019	60.82	45	1.27	42	0.17	1
神 奈 川 県	1,025	638	62.24	37	946	605	63.92	38	1.67	28	0.13	2
新 潟 県	196	149	76.09	3	178	138	77.48	3	1.40	38	0.02	25
富 山 県	85	65	76.25	2	79	61	77.77	2	1.53	33	0.01	39
石 川 県	102	75	73.43	4	94	71	75.16	4	1.73	24	0.01	34
福 井 県	66	48	72.90	5	60	45	74.34	6	1.44	37	0.01	45
山 梨 県	91	62	68.23	21	84	58	69.33	22	1.09	45	0.01	44
長 野 県	205	148	72.07	8	190	139	73.30	10	1.23	44	0.02	23
岐 阜 県	206	149	72.31	7	189	139	73.57	9	1.26	43	0.02	24
静 岡 県	377	257	68.22	22	342	241	70.42	19	2.20	9	0.06	9
愛 知 県	777	525	67.57	23	722	497	68.89	25	1.31	41	0.08	7
三 重 県	176	125	70.77	12	163	117	71.82	13	1.05	46	0.01	31
滋 賀 県	128	89	69.73	15	118	84	71.35	15	1.62	30	0.02	26
京 都 府	266	173	65.15	28	247	167	67.45	28	2.30	7	0.05	11
大 阪 府	951	514	54.08	46	882	493	55.91	46	1.83	18	0.13	3
兵 庫 県	529	332	62.70	34	490	315	64.19	36	1.48	35	0.06	10
奈 良 県	133	92	68.97	17	124	87	70.34	20	1.37	39	0.01	32
和 歌 山 県	101	72	71.20	10	94	68	72.84	11	1.64	29	0.01	36
鳥 取 県	46	32	70.31	13	42	30	72.75	12	2.43	4	0.01	42
島 根 県	48	37	77.58	1	44	35	79.63	1	2.06	13	0.01	46
岡 山 県	161	108	67.17	24	148	103	69.19	23	2.01	16	0.02	19
広 島 県	248	170	68.71	19	229	161	70.52	18	1.80	20	0.03	15
山 口 県	112	78	69.42	16	102	73	71.22	16	1.80	21	0.01	29
徳 島 県	64	43	66.89	26	59	41	68.48	26	1.58	31	0.01	43
香 川 県	83	58	70.10	14	76	54	71.46	14	1.36	40	0.01	41
愛 媛 県	120	82	68.79	18	110	77	70.58	17	1.79	22	0.02	27
高 知 県	66	45	68.26	20	61	43	69.98	21	1.72	25	0.01	40
福 岡 県	450	272	60.48	43	420	262	62.30	42	1.82	19	0.06	8
佐 賀 県	74	50	66.75	27	68	47	68.98	24	2.23	8	0.01	38
長 崎 県	129	78	60.76	42	119	74	62.26	43	1.51	34	0.01	30
熊 本 県	169	109	64.59	29	158	101	64.29	35	△ 0.30	47	△ 0.00	47
大 分 県	88	55	61.99	38	82	52	64.09	37	2.11	11	0.01	33
宮 崎 県	97	61	63.06	33	88	58	65.13	32	2.07	12	0.02	28
鹿 児 島 県	132	83	62.60	35	120	78	64.91	33	2.32	6	0.02	21
沖 縄 県	146	65	44.46	47	133	64	47.81	47	3.35	1	0.04	13

注。「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成28年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+1.66ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成28年度末における国民年金(老齢福祉年金を含まない)の受給者数は3,386万人となっており、前年度末と比べると63万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,132万人(受給者数の92.5%)、通算老齢年金(旧法)が54万人(同1.6%)、障害年金が189万人(同5.6%)、遺族年金が10万人(同0.3%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金が68万人、障害年金が3万人の増加となっている一方、通算老齢年金(旧法)が8万人、遺族年金が2千人の減少となっている(表46、表47)。

<旧法拠出制>

平成28年度末における旧法拠出制年金の受給者数は137万人で、この内訳は、老齢年金が77万人(旧法拠出制年金受給者数の56.0%)、通算老齢年金が54万人(同39.4%)、障害年金が5万人(同3.8%)、遺族年金(母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計)が1万人(同0.8%)となっている。

平成28年度末における老齢年金受給者数のうち、5年年金(国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50～54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金)の受給者数は1万人(旧法拠出制年金受給者数の0.9%)となっている。また、5年年金以外の年金の受給者数は75万人(同55.0%)となっている。

<基礎年金>

平成28年度末における基礎年金の受給者数は3,249万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,056万人(基礎年金受給者数の94.1%)、障害基礎年金が184万人(同5.7%)、遺族基礎年金が9万人(同0.3%)となっている。

表46 国民年金 受給者数(平成28年度末)

	合 計		(再掲)基礎のみ・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	31,324	92.5	7,302	76.9	767	56.0	30,557	94.1
5 年 年 金 以 外	31,311	92.5	7,289	76.7	754	55.0	30,557	94.1
繰 上 げ	4,438	13.1	2,496	26.3	511	37.3	3,926	12.1
本 来	26,473	78.2	4,689	49.4	241	17.6	26,232	80.7
繰 下 げ	401	1.2	104	1.1	2	0.2	398	1.2
5 年 年 金	13	0.0	13	0.1	13	0.9	・	・
通 算 老 齢 年 金	540	1.6	540	5.7	540	39.4	・	・
障 害 年 金	1,893	5.6	1,615	17.0	52	3.8	1,841	5.7
遺 族 年 金	101	0.3	40	0.4	11	0.8	89	0.3
合 計	33,858	100.0	9,498	100.0	1,370	100.0	32,487	100.0

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

表47 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金		
平成18年度	24,968	20,711	21,864	19,128	1,391	1,584	1,474	130	109
19	25,925	21,988	22,872	20,370	1,312	1,615	1,512	126	106
20	26,949	23,311	23,928	21,657	1,250	1,648	1,551	123	104
21	27,787	24,442	24,812	22,751	1,174	1,680	1,590	120	101
22	28,343	25,324	25,424	23,592	1,082	1,717	1,633	120	99
23	29,122	26,421	26,273	24,658	988	1,744	1,666	117	97
24	30,305	27,911	27,527	26,115	893	1,773	1,701	113	95
25	31,397	29,289	28,690	27,463	799	1,800	1,734	108	91
26	32,409	30,566	29,768	28,710	710	1,827	1,766	105	91
27	33,229	31,632	30,646	29,740	623	1,858	1,802	103	90
28	33,858	32,487	31,324	30,557	540	1,893	1,841	101	89

② 受給権者数

平成28年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給権者数は3,447万人となっており、前年度末と比べると64万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,166万人（受給権者の91.8%）、通算老齢年金（旧法）が54万人（同1.6%）、障害年金が202万人（同5.9%）、遺族年金が25万人（同0.7%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は69万人、障害年金は3万人の増加となっているが、通算老齢年金（旧法）は8万人、遺族年金は5千人の減少となっている（表48、表49）。

<旧法拠出制>

平成28年度末における旧法拠出制年金の受給権者数は141万人で、この内訳は、老齢年金が79万人（旧法拠出制年金受給権者数の56.1%）、通算老齢年金が54万人（同38.5%）、障害年金が6万人（同3.9%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が2万人（同1.4%）となっている。

平成28年度末における老齢年金受給権者数のうち、5年年金の受給権者数は1万人（旧法拠出制年金受給権者数の1.1%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給権者数は77万人（同55.0%）となっている。

<基礎年金>

平成28年度末における基礎年金の受給権者数は3,306万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,087万人（基礎年金受給権者数の93.4%）、障害基礎年金が197万人（同6.0%）、遺族基礎年金が23万人（同0.7%）となっている。

表48 国民年金 受給権者数（平成28年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	31,657	91.8	7,366	75.8	789	56.1	30,868	93.4
5 年 年 金 以 外	31,642	91.8	7,351	75.7	774	55.0	30,868	93.4
繰 上 げ	4,452	12.9	2,507	25.8	521	37.0	3,931	11.9
本 来	26,789	77.7	4,740	48.8	251	17.9	26,538	80.3
繰 下 げ	401	1.2	104	1.1	2	0.2	399	1.2
5 年 年 金	15	0.0	15	0.2	15	1.1	・	・
通 算 老 齢 年 金	542	1.6	542	5.6	542	38.5	・	・
障 害 年 金	2,025	5.9	1,721	17.7	55	3.9	1,969	6.0
遺 族 年 金	247	0.7	87	0.9	20	1.4	227	0.7
合 計	34,470	100.0	9,716	100.0	1,407	100.0	33,064	100.0

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

表49 国民年金 受給者権数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金		
平成18年度	25,420	21,083	22,007	19,227	1,396	1,692	1,575	325	282
19	26,387	22,377	23,031	20,488	1,317	1,726	1,616	314	273
20	27,433	23,727	24,111	21,801	1,254	1,763	1,660	305	266
21	28,286	24,879	25,015	22,919	1,178	1,799	1,702	295	258
22	28,857	25,779	25,642	23,775	1,086	1,839	1,749	291	254
23	29,649	26,895	26,504	24,858	991	1,870	1,787	284	250
24	30,853	28,409	27,782	26,341	895	1,902	1,825	274	243
25	31,964	29,809	28,968	27,714	802	1,931	1,860	263	235
26	32,997	31,110	30,069	28,985	712	1,959	1,893	257	232
27	33,832	32,196	30,964	30,036	625	1,991	1,931	252	229
28	34,470	33,064	31,657	30,868	542	2,025	1,969	247	227

③ 老齢年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

平成28年度末の基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者全体（735万人）のうち、繰上げ受給者は251万人（繰上げ受給率34.1%）であり、繰下げ受給者は10万人（繰下げ受給率1.4%）となっている。

また、平成28年度に新規裁定された基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者（累計で16万人）のうち、繰上げ受給者は1万人（繰上げ受給率9.2%）であり、繰下げ受給者は4千人（繰下げ受給率2.7%）となっている（表50）。

表50 国民年金 老齢年金繰上げ・繰下げ受給状況の推移

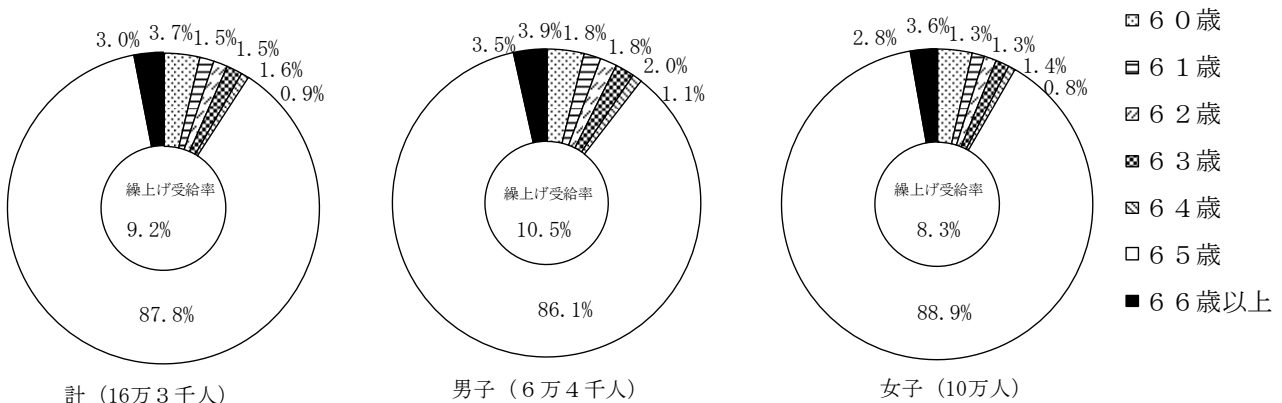
(年度末現在、単位：人、%)							
	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成24年度	8,044,326	3,231,089	40.2	4,711,412	58.6	101,825	1.3
25	7,885,684	3,043,973	38.6	4,739,546	60.1	102,165	1.3
26	7,719,510	2,860,808	37.1	4,756,431	61.6	102,271	1.3
27	7,541,403	2,681,201	35.6	4,757,150	63.1	103,052	1.4
28	7,351,368	2,507,158	34.1	4,740,044	64.5	104,166	1.4

(新規裁定、単位：人、%)							
	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成24年度	258,228	47,790	18.5	207,340	80.3	3,098	1.2
25	227,979	32,911	14.4	191,783	84.1	3,285	1.4
26	206,266	25,491	12.4	177,623	86.1	3,152	1.5
27	184,589	20,114	10.9	160,819	87.1	3,656	2.0
28	163,317	14,986	9.2	143,991	88.2	4,340	2.7

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
 注2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

図29は平成28年度の新規裁定者のうち、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者について受給権発生時の年齢別の割合をみたものである。繰上げ受給率は9.2%（男子10.5%、女子8.3%）であり、60歳で受給を開始したものは3.7%（男子3.9%、女子3.6%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは87.8%（男子86.1%、女子88.9%）となっている。

図29 国民年金 老齢年金 受給権発生時年齢別受給権者数（平成28年度新規裁定）



注. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

繰上げ・本来支給・繰下げの選択を終えた 70 歳の基礎のみの受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、平成 28 年度末は繰上げ受給率が 20.5%、繰下げ受給率が 1.4%となっている（表 51）。

表51 国民年金 70歳の老齢年金繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
平成24年度	265,116	73,149	27.6	188,117	71.0	3,850	1.5
25	256,384	67,950	26.5	184,854	72.1	3,580	1.4
26	214,218	51,585	24.1	159,804	74.6	2,829	1.3
27	154,868	34,142	22.0	118,464	76.5	2,262	1.5
28	208,281	42,749	20.5	162,622	78.1	2,910	1.4

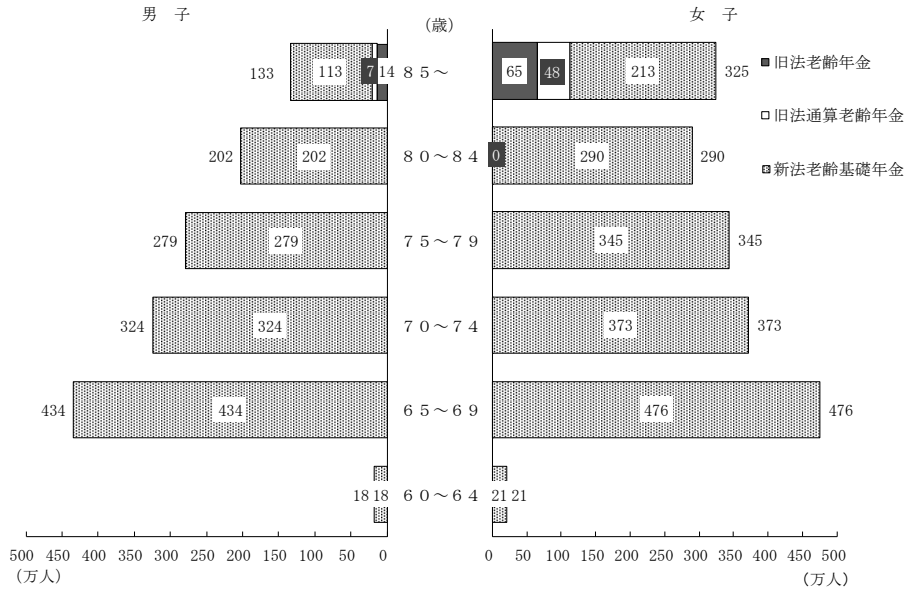
注1. 70歳の基礎のみの受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、70歳の基礎のみ受給権者総数に占める割合である。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

平成 28 年度末の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ）の受給権者数は 3,220 万人（男子 1,390 万人、女子 1,830 万人）である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも 65～69 歳が最も多く、それぞれ 434 万人、476 万人となっている（図 30）。

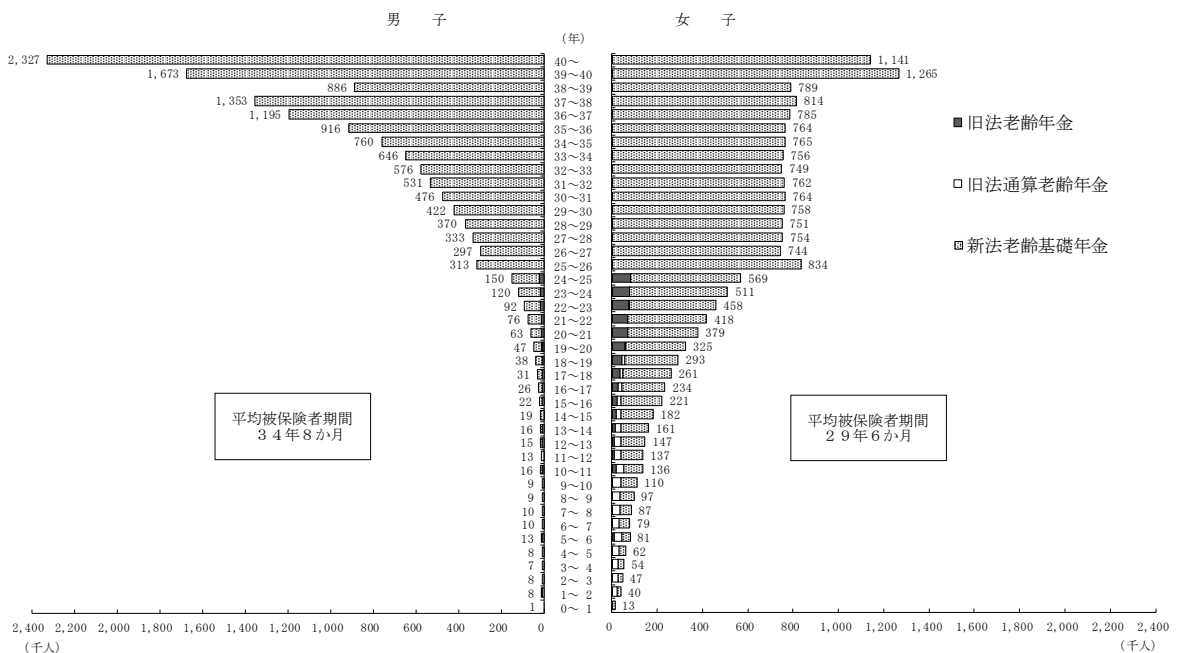
図30 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成28年度末）



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成 28 年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図 31 のとおりである。老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が被保険者期間 25 年以上であるため、男女とも 25 年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が 34 年 8 か月、女子が 29 年 6 か月である。

図31 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成28年度末）

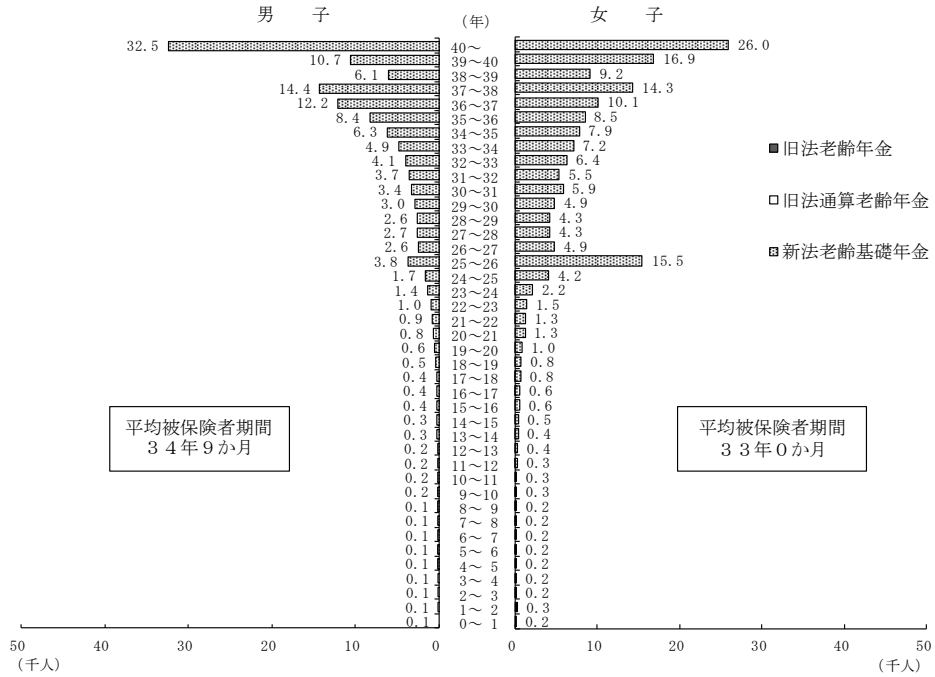


注. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金と新法老齢基礎年金の受給権者に係る期間であり、旧法通算老齢年金の受給権者の被保険者期間を含まない。

老齢給付の平成28年度新規裁定者は36万人で、その被保険者期間別分布は図32のとおりである。男女とも被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者等である。

図32 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成28年度新規裁定）



注. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金と新法老齢基礎年金の受給権者に係る期間であり、旧法通算老齢年金の受給権者の被保険者期間を含まない。

(3) 年金額

① 年金総額

平成28年度末における国民年金の受給者の年金総額は22兆7,156億円となっており、前年度末と比べると、5,405億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が20兆8,481億円、年金総額の91.8%を占め、通算老齢年金が1,224億円（同0.5%）、障害年金が1兆6,454億円（同7.2%）、遺族年金が997億円（同0.4%）となっている（表52）。

<旧法拋出制>

平成28年度末における旧法拋出制の受給者の年金総額は5,487億円で、この内訳は老齢年金が3,758億円（旧法拋出制年金の年金総額の68.5%）、通算老齢年金が1,224億円（同22.3%）、障害年金が453億円（同8.3%）、遺族年金が52億円（同1.0%）となっている。

<基礎年金>

平成28年度末における基礎年金の受給者の年金総額は22兆1,669億円で、この内訳は老齢基礎年金が20兆4,723億円（基礎年金の年金総額の92.4%）、障害基礎年金が1兆6,001億円（同7.2%）、遺族基礎年金が944億円（同0.4%）となっている。

表52 国民年金 受給者年金総額（平成28年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	208,481	91.8	44,977	74.2	3,758	68.5	204,723	92.4
5 年 年 金 以 外	208,430	91.8	44,925	74.1	3,707	67.5	204,723	92.4
線 上 げ	22,432	9.9	12,149	20.0	2,141	39.0	20,291	9.2
本 来	182,279	80.2	31,819	52.5	1,542	28.1	180,737	81.5
線 下 げ	3,718	1.6	957	1.6	23	0.4	3,695	1.7
5 年 年 金	52	0.0	52	0.1	52	0.9	・	・
通 算 老 齢 年 金	1,224	0.5	1,224	2.0	1,224	22.3	・	・
障 害 年 金	16,454	7.2	14,094	23.2	453	8.3	16,001	7.2
遺 族 年 金	997	0.4	351	0.6	52	1.0	944	0.4
合 計	227,156	100.0	60,646	100.0	5,487	100.0	221,669	100.0

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

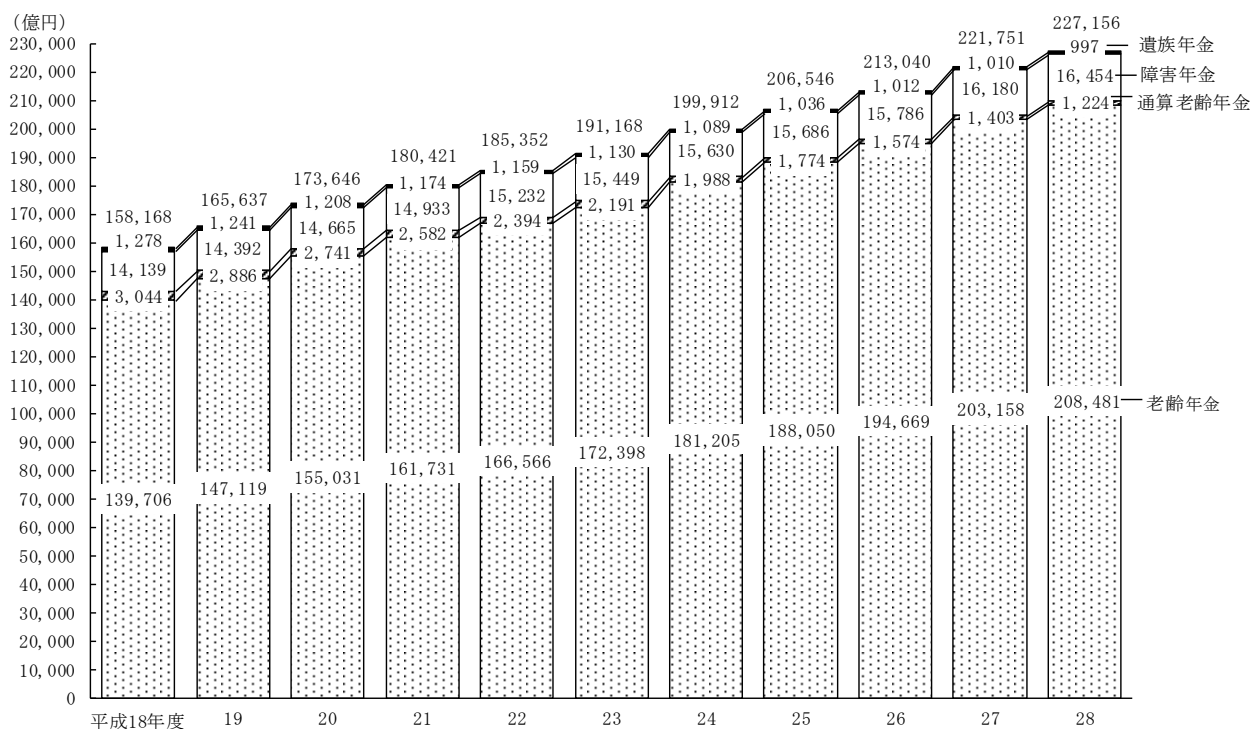
受給者の年金総額の推移を年金種別別にみると、前年度末と比較して老齢年金が5,323億円の増加、通算老齢年金が179億円の減少、障害年金が275億円の増加、遺族年金が13億円の減少となっている(表53、図33)。

表53 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成18年度	158,168	141,092	139,706	126,753	3,044	14,139	13,157	1,278	1,182
19	165,637	149,838	147,119	135,220	2,886	14,392	13,472	1,241	1,146
20	173,646	159,094	155,031	144,174	2,741	14,665	13,804	1,208	1,116
21	180,421	167,047	161,731	151,839	2,582	14,933	14,126	1,174	1,082
22	185,352	173,264	166,566	157,719	2,394	15,232	14,482	1,159	1,064
23	191,168	180,381	172,398	164,585	2,191	15,449	14,757	1,130	1,039
24	199,912	190,356	181,205	174,357	1,988	15,630	14,993	1,089	1,006
25	206,546	198,198	188,050	182,131	1,774	15,686	15,105	1,036	962
26	213,040	205,776	194,669	189,574	1,574	15,786	15,255	1,012	948
27	221,751	215,378	203,158	198,740	1,403	16,180	15,687	1,010	951
28	227,156	221,669	208,481	204,723	1,224	16,454	16,001	997	944

図33 国民年金 受給者年金総額の推移



② 平均年金月額

平成28年度末の国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金が5万5千円、通算老齢年金が1万9千円、障害年金が7万2千円、遺族年金が8万2千円となっている（表54、表55）。

老齢年金受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万2千円、本来が5万7千円、繰下げが7万7千円となっている。

表54 国民年金 受給者の平均年金月額（平成28年度末）

（単位：円）

	合 計	(再掲) 基礎のみ ・旧国年	旧法拋出制年金	基礎年金	
老 齢 年 金	55,464	51,329	40,835	55,831	
5 年 年 金 以 外	55,473	51,360	40,958	55,831	
繰 上 げ	42,125	40,562	34,896	43,067	
本 来	57,379	56,549	53,407	57,416	
繰 下 げ	77,321	76,544	86,210	77,270	
5 年 年 金	33,617	33,617	33,617	・	
通 算 老 齢 年 金	18,880	18,880	18,880	・	
障 害 年 金	72,453	72,721	73,237	72,431	
遺 族 年 金	82,404	72,579	38,093	88,073	
合 計	55,910	53,211	33,373	56,860	

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

表55 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成18年度	53,249	55,222	18,232	74,400	74,397	82,233	90,081
19	53,602	55,317	18,325	74,282	74,273	81,844	89,827
20	53,992	55,477	18,275	74,172	74,156	81,675	89,676
21	54,320	55,615	18,321	74,060	74,041	81,254	89,581
22	54,596	55,711	18,432	73,936	73,912	80,781	89,499
23	54,682	55,623	18,486	73,816	73,801	80,424	88,958
24	54,856	55,637	18,561	73,479	73,461	80,534	88,601
25	54,622	55,265	18,497	72,607	72,587	80,194	87,662
26	54,497	55,026	18,485	71,995	71,974	80,404	87,041
27	55,244	55,688	18,777	72,565	72,543	81,832	88,014
28	55,464	55,831	18,880	72,453	72,431	82,404	88,073

老齢基礎年金の受給者数は、平成28年度末現在で3,056万人となっており、平均年金月額は5万6千円となっている（表56）。

表56 国民年金 老齢基礎年金受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成24年度	2,612	55,637	394	42,051	2,184	57,716	33	79,892
25	2,746	55,265	397	42,134	2,315	57,165	35	78,644
26	2,871	55,026	398	42,159	2,437	56,792	36	77,624
27	2,974	55,688	397	42,820	2,539	57,369	38	77,777
28	3,056	55,831	393	43,067	2,623	57,416	40	77,270

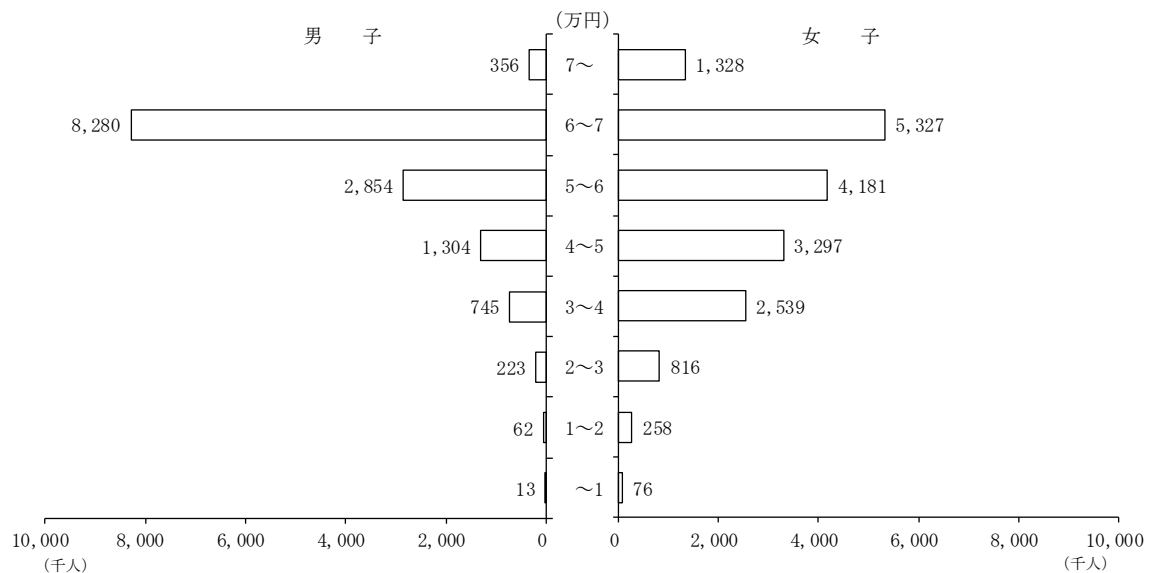
③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

平成28年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表57及び図34である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表57 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成28年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	31,657	100.0	13,836	100.0	17,821	100.0
万円以上 万円未満						
～ 1	88	0.3	13	0.1	76	0.4
1 ～ 2	320	1.0	62	0.4	258	1.4
2 ～ 3	1,039	3.3	223	1.6	816	4.6
3 ～ 4	3,283	10.4	745	5.4	2,539	14.2
4 ～ 5	4,601	14.5	1,304	9.4	3,297	18.5
5 ～ 6	7,034	22.2	2,854	20.6	4,181	23.5
6 ～ 7	13,607	43.0	8,280	59.8	5,327	29.9
7 ～	1,684	5.3	356	2.6	1,328	7.5
平均年金月額（円）	55,373		58,806		52,708	

図34 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成28年度末）

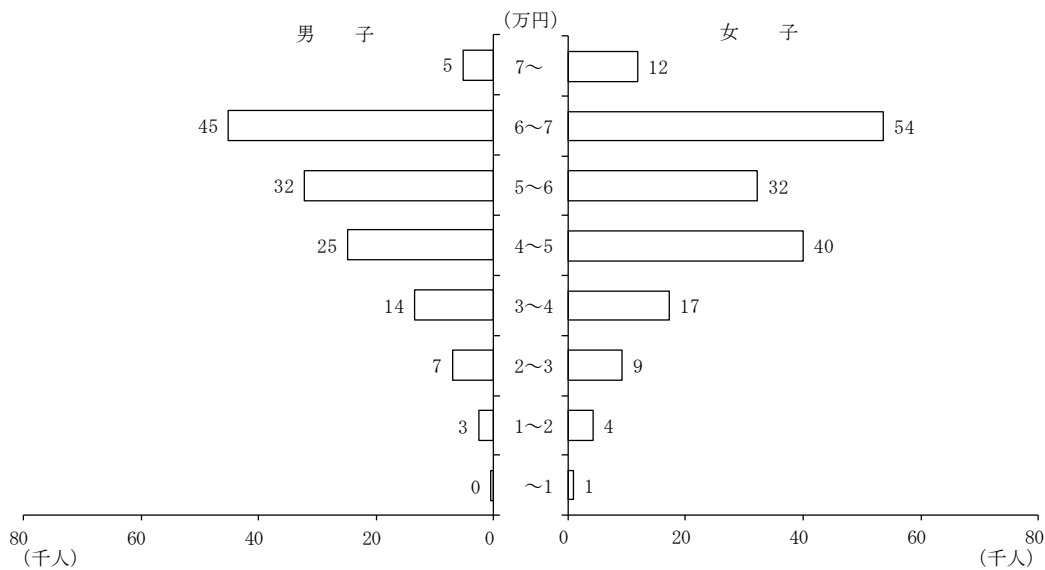


平成 28 年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表 58 及び図 35 である。男子、女子共に 6 万円以上 7 万円未満が最も多くなっている。

表58 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成28年度新規裁定）

年金月額	合計		男子		女子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合計	301	100.0	131	100.0	169	100.0
万円以上 万円未満						
～ 1	1	0.5	0	0.4	1	0.6
1 ～ 2	7	2.3	3	2.0	4	2.5
2 ～ 3	16	5.4	7	5.4	9	5.5
3 ～ 4	31	10.2	14	10.3	17	10.2
4 ～ 5	65	21.6	25	19.0	40	23.6
5 ～ 6	65	21.5	32	24.6	32	19.1
6 ～ 7	99	32.8	45	34.4	54	31.7
7 ～	17	5.7	5	4.0	12	7.0
平均年金月額（円）	52,336		52,639		52,102	

図35 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成28年度新規裁定）



(4) 収支状況

国民年金（年金特別会計国民年金勘定）の実質的な収支状況の推移を示したものが表 59 及び図 36 である。

平成 28 年度における収入のうち、保険料収入は 1 兆 5,069 億円、国庫負担（一般会計からの受入）は 1 兆 9,997 億円となっている。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が 3 兆 8,067 億円、実質的な支出総額が 3 兆 8,114 億円となっており、その収支差引残は 47 億円の不足となっている。

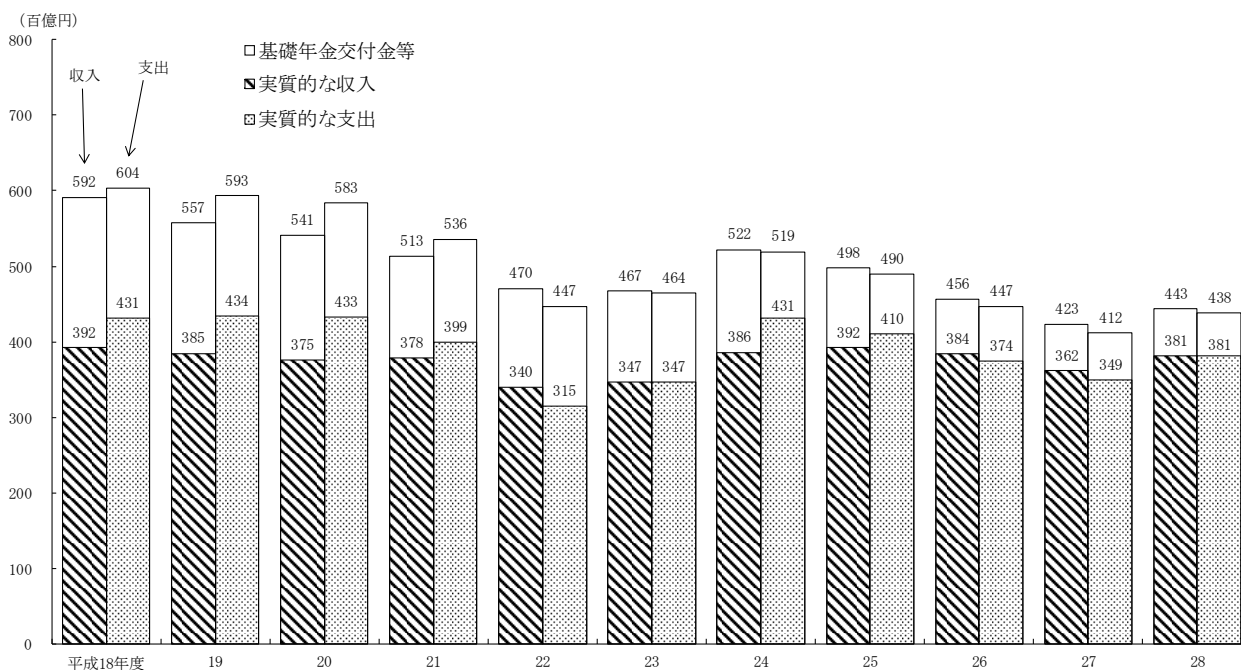
表59 国民年金（年金特別会計国民年金勘定）の実質的な収支状況の推移

(単位：億円)

	収入合計 (実質)		支出合計 (実質)		収支差引残
		(再掲) 保険料収入	(再掲) 国庫負担		
平成24年度	38,616	16,124	21,938	43,145	△ 4,529
25	39,178	16,178	21,119	41,021	△ 1,844
26	38,411	16,255	19,319	37,391	1,020
27	36,157	15,139	18,128	34,889	1,268
28	38,067	15,069	19,997	38,114	△ 47

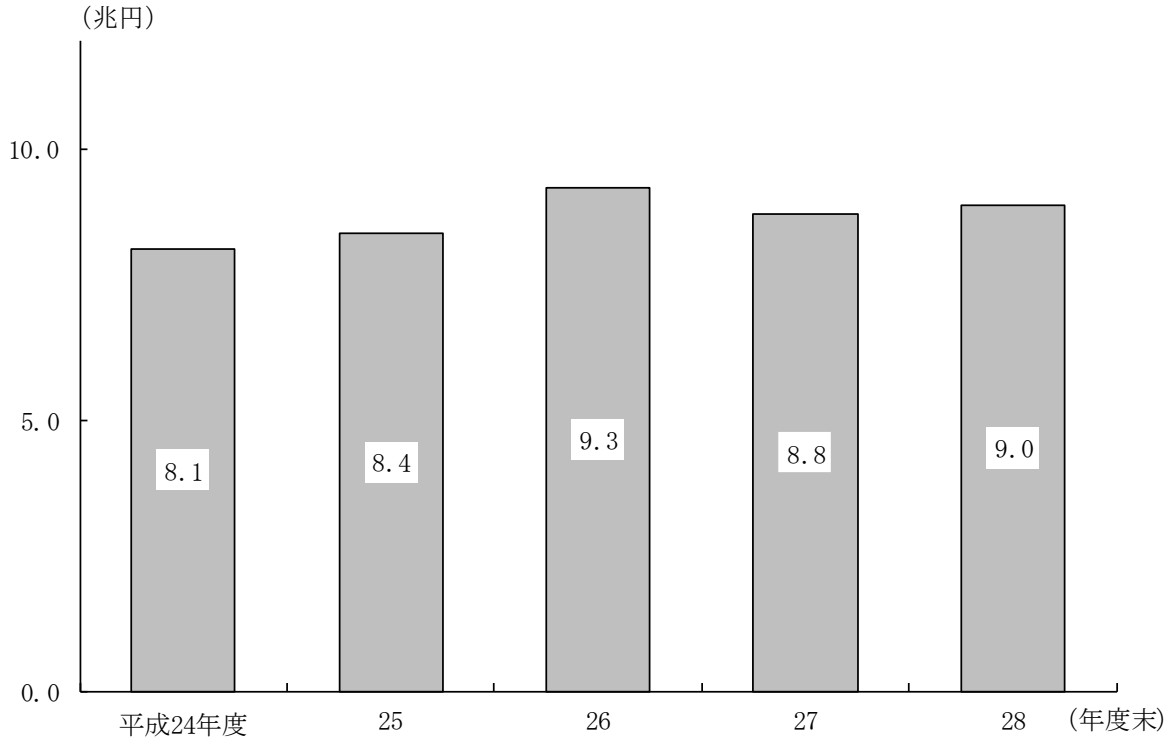
注。「収入（支出）合計（実質）」は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図36 国民年金（年金特別会計国民年金勘定） 収支状況の推移



平成 28 年度末の時価ベースの国民年金の積立金残高は、9 兆円となり、前年度末から 2 千億円の増加となっている（図 37）。

図37 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。

2. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成24年度9.52%、平成25年度8.31%、平成26年度11.79%、平成27年度△3.72%、平成28年度5.63%である。

（出所：「平成28年度 厚生年金保険法第79条の8第2項に基づくGPIFにかかる管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果」）

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

平成28年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、23兆370億円であり、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が21兆6,809億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が1兆3,561億円となっている（表60）。

表60 基礎年金の給付に要する費用状況の推移

(単位：億円)

	平成19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
費用負担										
総額	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320	230,370
（再掲）特別国庫負担分除く	176,893	184,065	193,998	196,401	197,382	203,015	210,147	215,008	221,967	226,956
国民年金	36,800	37,242	36,802	36,149	35,194	36,540	37,513	36,832	36,165	34,602
（再掲）特別国庫負担分除く	32,175	32,486	33,400	32,849	31,961	33,298	34,239	33,546	32,813	31,188
厚生年金保険	126,842	133,101	140,933	143,640	145,301	149,213	154,907	160,096	167,216	173,529
共済組合等	17,876	18,477	19,665	19,912	20,119	20,505	21,001	21,366	21,939	22,240
国家公務員共済組合連合会	4,428	4,613	4,949	5,027	5,122	5,219	5,327	5,441	5,587	5,660
地方公務員共済組合連合会	11,845	12,170	12,881	12,991	13,047	13,250	13,558	13,731	14,053	14,201
日本私立学校振興・共済事業団	1,602	1,694	1,835	1,894	1,950	2,035	2,116	2,194	2,299	2,379
農林漁業団体職員共済組合
拠出金単価（月額）（円）	25,734	27,057	29,212	29,947	30,587	31,301	32,737	33,146	34,198	34,870
年金給付										
総額	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320	230,370
基礎年金給付費	144,597	154,435	164,240	169,658	174,316	183,009	192,675	199,833	209,321	216,809
みなし基礎年金給付費 （基礎年金交付金相当分）	36,922	34,385	33,160	30,043	26,298	23,248	20,746	18,461	15,999	13,561
国民年金	15,896	14,766	13,765	12,358	10,855	9,564	8,378	7,246	6,286	5,384
厚生年金保険	16,241	15,178	15,244	13,864	11,971	10,551	9,472	8,743	7,513	6,235
共済組合等	4,786	4,442	4,151	3,821	3,472	3,133	2,896	2,473	2,200	1,942
国家公務員共済組合連合会	1,448	1,344	1,247	1,150	1,049	950	875	757	678	605
地方公務員共済組合連合会	3,181	2,963	2,781	2,559	2,323	2,094	1,943	1,649	1,464	1,287
日本私立学校振興・共済事業団	156	135	123	112	100	89	78	67	58	50
農林漁業団体職員共済組合

注. 基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の2分の1は国庫負担となっている。ただし、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1+1000分の32が国庫負担となっている。

平成28年度の拠出金按分率は、国民年金が0.137、厚生年金保険が0.765、共済組合等が0.098となっている（表61）。

表61 基礎年金拠出金算定内訳（平成28年度）

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合等	国家公務員	地方公務員	日本私立学校
					共済組合連合会	共済組合連合会	振興・共済事業団
基礎年金拠出金(億円)	226,956	31,188	173,529	22,240	5,660	14,201	2,379
拠出金按分率	1.000	0.137	0.765	0.098	0.025	0.063	0.010
拠出金算定対象者数(万人)	5,424	745	4,147	531	135	339	57
（再掲）第3号被保険者数(万人)	901	.	795	106	33	65	9

注1. 国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。
 2. 国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

5. 福祉年金

平成 28 年度末における老齢福祉年金の受給者数は 3 百人で、前年度末に比べて 2 百人の減少となっている。年金総額は 1 億円で、前年度末に比べて 1 億円の減少となっている（図 38、図 39）。

図38 老齢福祉年金受給者数の推移

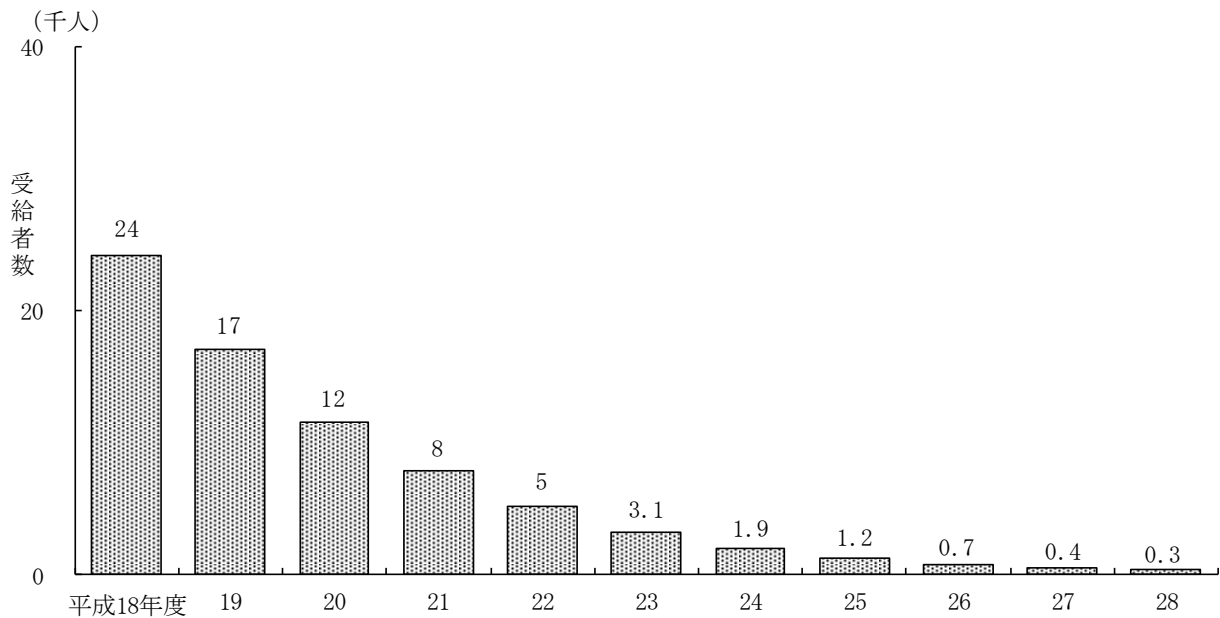
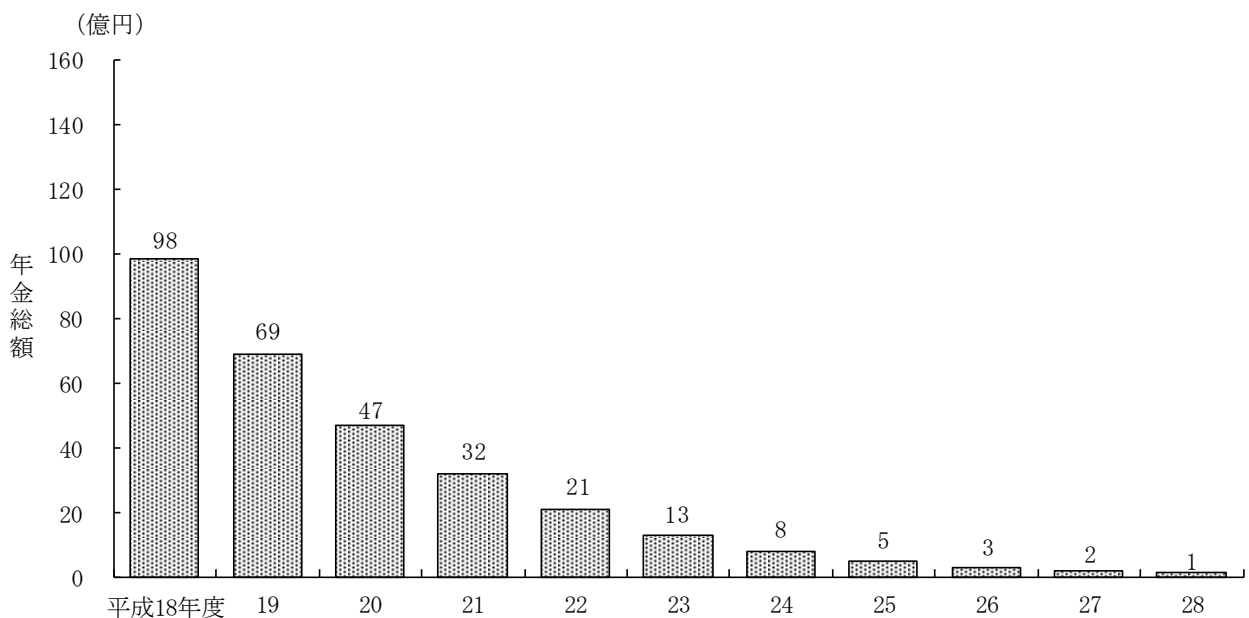


図39 老齢福祉年金受給者年金総額の推移



6. 特別障害給付金

平成28年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,217人、2級が6,996人、合計9,213人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が1,050人、2級が4,181人、合計5,231人となっており、配偶者の特別障害者数は、1級が1,167人、2級が2,815人、合計3,982人となっている。

また、平成17年4月から平成29年3月末までの累積不支給決定件数は、1,366件となっている(表62)。

表62 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況(平成28年度末)

都道府県	特別障害者数									不支給決定件数
	特別障害者数			学生			配偶者			
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	
全 国	9,213	2,217	6,996	5,231	1,050	4,181	3,982	1,167	2,815	1,366
北海道	554	131	423	246	30	216	308	101	207	76
青森県	95	51	44	49	23	26	46	28	18	19
岩手県	107	55	52	61	29	32	46	26	20	4
宮城県	148	33	115	91	18	73	57	15	42	22
秋田県	80	35	45	49	20	29	31	15	16	10
山形県	77	26	51	55	18	37	22	8	14	2
福島県	146	35	111	88	19	69	58	16	42	5
茨城県	200	57	143	109	23	86	91	34	57	30
栃木県	111	38	73	57	14	43	54	24	30	12
群馬県	128	78	50	79	53	26	49	25	24	20
埼玉県	389	52	337	203	19	184	186	33	153	63
千葉県	384	111	273	199	50	149	185	61	124	67
東京都	765	200	565	520	122	398	245	78	167	125
神奈川県	622	174	448	321	75	246	301	99	202	75
新潟県	140	33	107	84	18	66	56	15	41	6
富山県	83	8	75	54	4	50	29	4	25	14
石川県	94	13	81	59	5	54	35	8	27	6
福井県	56	6	50	41	3	38	15	3	12	8
山梨県	71	13	58	56	7	49	15	6	9	12
長野県	120	24	96	94	17	77	26	7	19	22
岐阜県	108	29	79	67	17	50	41	12	29	22
静岡県	226	42	184	137	20	117	89	22	67	30
愛知県	501	59	442	277	25	252	224	34	190	70
三重県	111	19	92	66	12	54	45	7	38	14
滋賀県	56	13	43	33	6	27	23	7	16	21
京都府	197	29	168	95	6	89	102	23	79	33
大阪府	628	153	475	275	59	216	353	94	259	54
兵庫県	406	89	317	190	32	158	216	57	159	85
奈良県	108	30	78	64	13	51	44	17	27	26
和歌山県	74	29	45	41	13	28	33	16	17	12
鳥取県	47	5	42	26	1	25	21	4	17	12
島根県	76	26	50	56	19	37	20	7	13	7
岡山県	219	58	161	129	30	99	90	28	62	22
広島県	302	43	259	202	21	181	100	22	78	63
山口県	164	69	95	107	44	63	57	25	32	38
徳島県	70	30	40	43	20	23	27	10	17	10
香川県	78	13	65	55	9	46	23	4	19	26
愛媛県	123	21	102	59	6	53	64	15	49	17
高知県	58	6	52	37	2	35	21	4	17	6
福岡県	469	78	391	285	37	248	184	41	143	92
佐賀県	57	12	45	38	5	33	19	7	12	10
長崎県	123	47	76	71	24	47	52	23	29	11
熊本県	164	45	119	99	23	76	65	22	43	10
大分県	136	23	113	64	9	55	72	14	58	30
宮崎県	102	34	68	47	9	38	55	25	30	11
鹿児島県	165	28	137	104	12	92	61	16	45	23
沖縄県	75	14	61	49	9	40	26	5	21	13

注。「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成29年3月末までの累計である。

参考. 厚生年金保険（被用者年金一元化後）の状況（平成28年度末現在）

この統計は、平成27年10月の被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）の情報を含めた統計である。

ただし、給付状況については、共済組合等で共済年金として受給権の発生した分の情報を含まない。

(1) 適用状況

平成28年度末の厚生年金保険の適用事業所数は212万か所となっている。

被保険者数は4,262万人（男子2,668万人、女子1,593万人）、標準報酬月額平均は32万円（男子36万円、女子25万円）となっている（表63）。

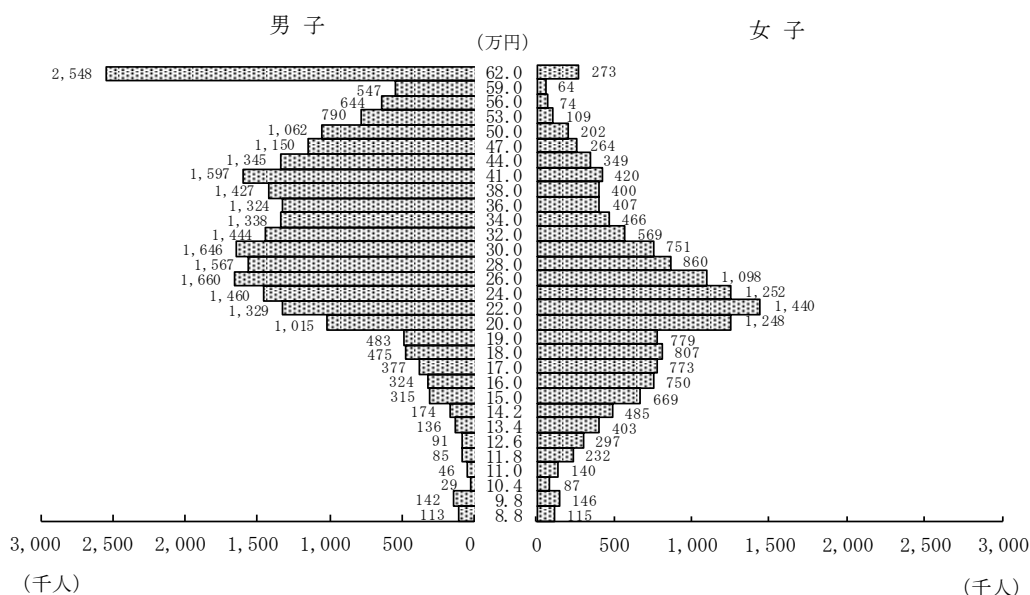
表63 制度別適用状況（平成28年度末）

	事業所数（千か所）	被保険者数(千人)	標準報酬月額平均(円)
厚生年金保険 計	2,125	42,615	318,656
男子	・	26,685	359,116
女子	・	15,930	250,880
国民年金	・	24,644	・
合計	・	67,259	・
総人口	・	126,761	・
うち20～59歳	・	62,184	・

- 注1. 事業所数について、第1号厚生年金被保険者の属する事業所は、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であって、必ずしも同一区画の場所を指しているわけではなく、例えば本店と支店といった複数区画の事業所でも、一括して厚生年金保険が適用されている場合は、1事業所としている。また、第2号厚生年金被保険者の属する事業所は各共済組合支部数、第3号厚生年金被保険者の属する事業所は支部数等、第4号厚生年金被保険者の属する事業所は学校数を計上している。
2. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
3. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 年金保険（総括）」の被保険者数とは一致しない。
4. 国民年金に計上している被保険者種別は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）、国民年金第3号被保険者である。
5. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口（総務省統計局）である。

図40は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第31級（62万円）が255万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が144万人と最も多くなっている。

図40 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成28年度末）



- 注1. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
2. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 年金保険（総括）」の被保険者数とは一致しない。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成 28 年度末における厚生年金保険の受給者数は 3,429 万人となっている。

新法厚生年金保険の受給者の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が 1,430 万人、通算老齢年金が 1,285 万人、障害年金が 38 万人、遺族年金が 492 万人となっている（表 64）。

表 64 厚生年金保険 受給者数（平成 28 年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	15,097	44.0	516	1.5	12	0.0	14,300	41.7	270	0.8
通算老齢年金	13,344	38.9	412	1.2	2	0.0	12,851	37.5	79	0.2
障 害 年 金	421	1.2	39	0.1	1	0.0	377	1.1	3	0.0
遺 族 年 金	5,395	15.7	361	1.1	13	0.0	4,924	14.4	97	0.3
通算遺族年金	28	0.1	27	0.1	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	34,285	100.0	1,356	4.0	29	0.1	32,451	94.7	449	1.3

注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

4. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

② 受給権者数

平成 28 年度末における厚生年金保険の受給権者数は 3,647 万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が 1,583 万人、通算老齢年金が 1,425 万人、障害年金が 61 万人、遺族給付が 578 万人となっている（表 65）。

表 65 厚生年金保険 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	受給権者数			
		老 齢 年 金	通算老齢年金	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成 18 年度	26,155	11,984	9,031	497	4,644
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	36,049	15,725	14,048	594	5,681
28	36,467	15,832	14,248	607	5,779

注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

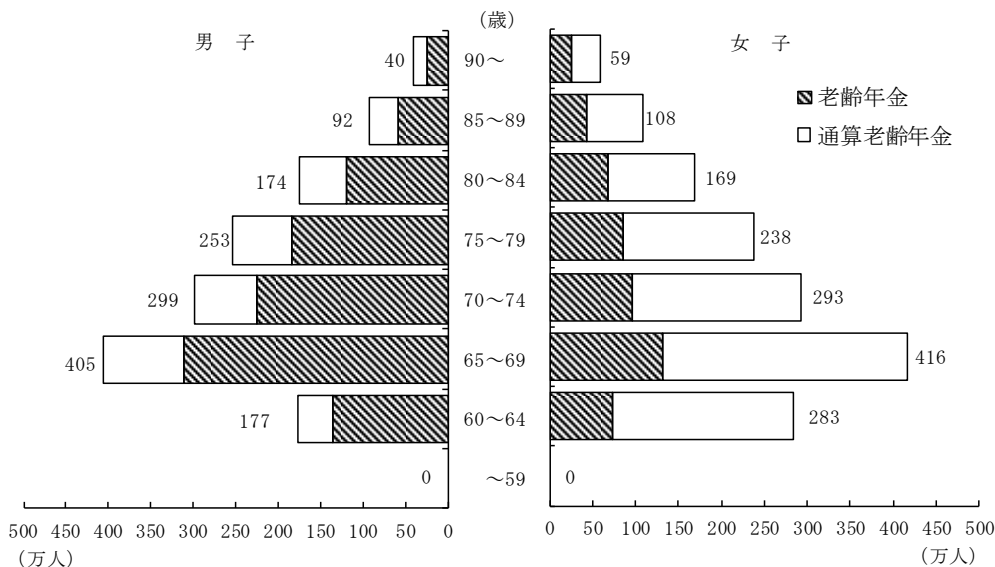
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

③ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図 41 は、平成 28 年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者 3,008 万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に 65～69 歳が最も多い（男子は 405 万人、女子は 416 万人）。

図41 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成28年度末）



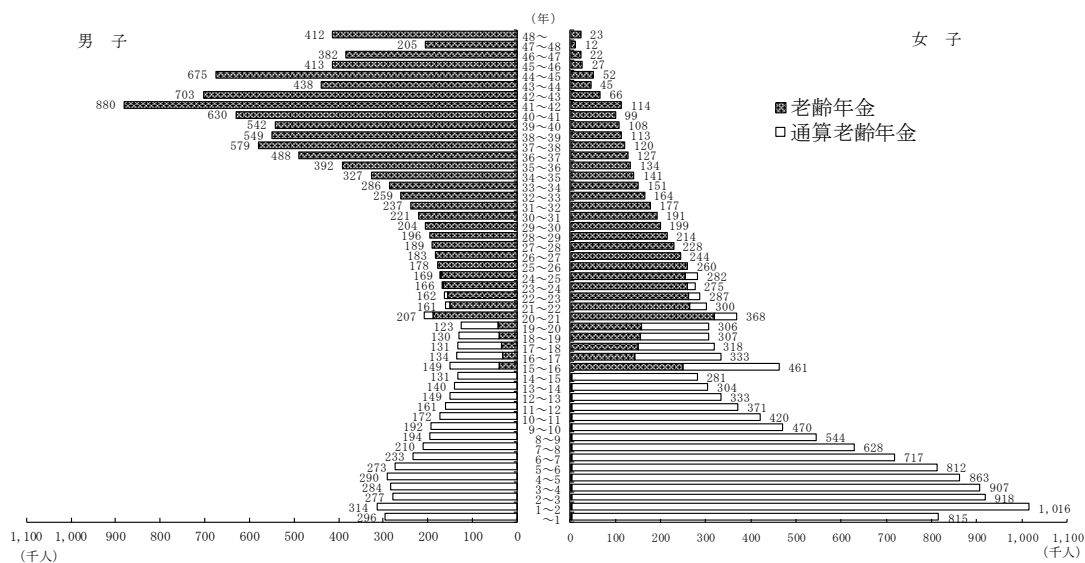
注. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

④ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成 28 年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図 42 のとおりである。

男子では 41 年以上 42 年未満が最も多く（88 万人）、女子では 1 年以上 2 年未満が最も多く（102 万人）になっている。

図42 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成28年度末）



注. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

(3) 年金額

① 年金総額

平成 28 年度末における厚生年金保険の受給者数の年金総額は 26 兆 1, 244 億円となっている。

新法厚生年金保険の受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が 17 兆 9, 795 億円、通算老齢年金が 2 兆 4, 067 億円、障害年金が 3, 043 億円、遺族年金が 5 兆 4, 263 億円となっている（表 66）。

表 66 厚生年金保険 受給者年金総額（平成 28 年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	179, 795	68. 8	8, 603	3. 3	340	0. 1	166, 586	63. 8	4, 266	1. 6
通算老齢年金	24, 067	9. 2	1, 557	0. 6	7	0. 0	22, 314	8. 5	189	0. 1
障 害 年 金	3, 043	1. 2	463	0. 2	26	0. 0	2, 522	1. 0	32	0. 0
遺 族 年 金	54, 263	20. 8	3, 747	1. 4	209	0. 1	49, 175	18. 8	1, 132	0. 4
通算遺族年金	75	0. 0	72	0. 0	1	0. 0	・	・	2	0. 0
合 計	261, 244	100. 0	14, 442	5. 5	584	0. 2	240, 597	92. 1	5, 620	2. 2

- 注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 平成 27 年 9 月以前に受給権の発生した、昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者については、その者の当該年金の年金総額に定額部分の停止額を含まない。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
5. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

② 平均年金月額

平成 28 年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が 14 万 9 千円、通算老齢年金が 6 万円となっている（表 67）。

表 67 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

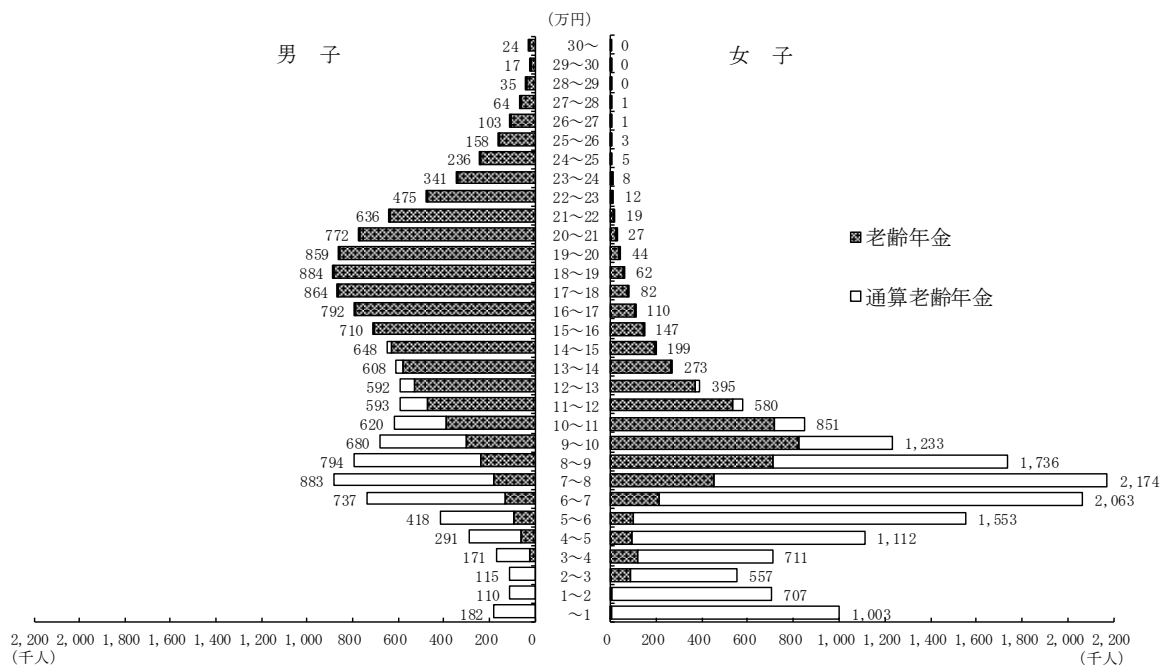
	老 齢 年 金	（再掲）基礎または定額あり		通算老齢年金	障 害 年 金	遺 族 年 金
		基礎または定額あり	基礎及び定額なし			
平成 24 年度	151, 374	162, 138	76, 790	56, 701	104, 850	87, 259
25	148, 409	158, 688	77, 934	57, 334	103, 175	85, 913
26	147, 513	156, 245	77, 556	58, 075	101, 906	84, 831
27	148, 150	157, 243	76, 476	58, 982	102, 627	85, 228
28	148, 975	156, 630	76, 873	60, 494	102, 605	84, 497

- 注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
4. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。
5. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。
6. 平成 28 年度の数値については、新法厚生年金保険の数値である。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成 28 年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図 43 である。男子は、通算老齢年金を中心に 7～8 万円をピークとする山と、老齢年金の 18～19 万円をピークとする山に分かれているが、女子では 7～8 万円がピークとなっている。

図43 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（平成28年度末）



注1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割による譲渡みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

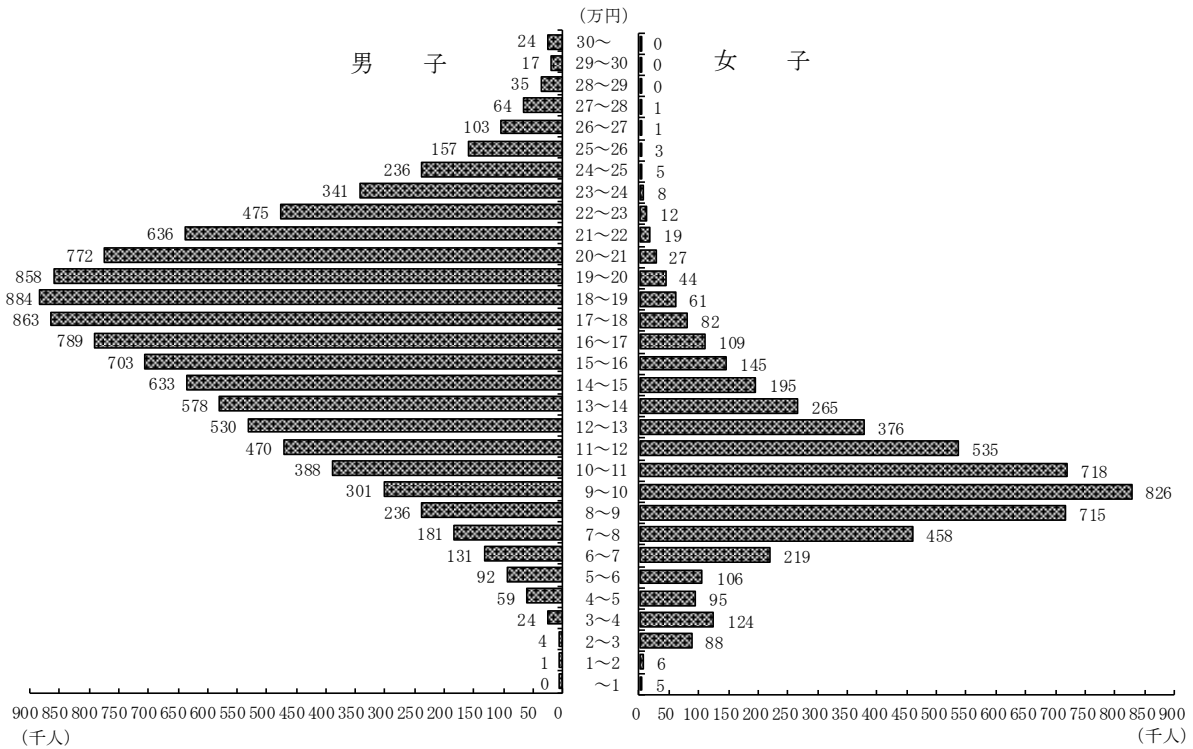
平成 28 年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表 68、図 42 である。男子は、15～20 万円が男子全体の 38.7%を占めており、より詳細にみると 18～19 万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10 万円が 44.3%と半数近くを占めており、より詳細にみると 9～10 万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表 68 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成 28 年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	15,832	100.0	10,583	100.0	5,249	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	405	2.6	87	0.8	318	6.1
5 ～ 10	3,264	20.6	940	8.9	2,323	44.3
10 ～ 15	4,688	29.6	2,599	24.6	2,090	39.8
15 ～ 20	4,538	28.7	4,096	38.7	442	8.4
20 ～ 25	2,532	16.0	2,461	23.3	71	1.4
25 ～ 30	381	2.4	376	3.6	5	0.1
30 ～	24	0.2	24	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	146,751		168,114		103,681	

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

図44 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成28年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

④ 離婚等に伴う年金分割の状況

表 69 は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成 28 年度に分割された件数は 3 万件で、前年度と比べ 2 千件増加している。分割件数のうち、3 号分割のみの件数は 5 千 2 百件で、前年度と比べ 1 千件増加している。

表69 厚生年金保険 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数 (件)			【参考】
		離婚分割	3号分割のみ	離婚件数 (組)
平成24年度	19,361	18,252	1,109	237,242
25	21,519	19,663	1,856	234,341
26	22,468	19,980	2,488	228,435
27	28,329	24,441	3,888	228,879
28	30,247	24,999	5,248	219,351

注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。

2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。

3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。

4. 離婚件数は、「人口動態統計速報（平成29年3月分）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図 45 は平成 28 年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第 1 号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第 2 号改定者）ともに 45～49 歳の割合が最も高くなっている。

図45 厚生年金保険 離婚分割者の年齢構成（平成28年度）

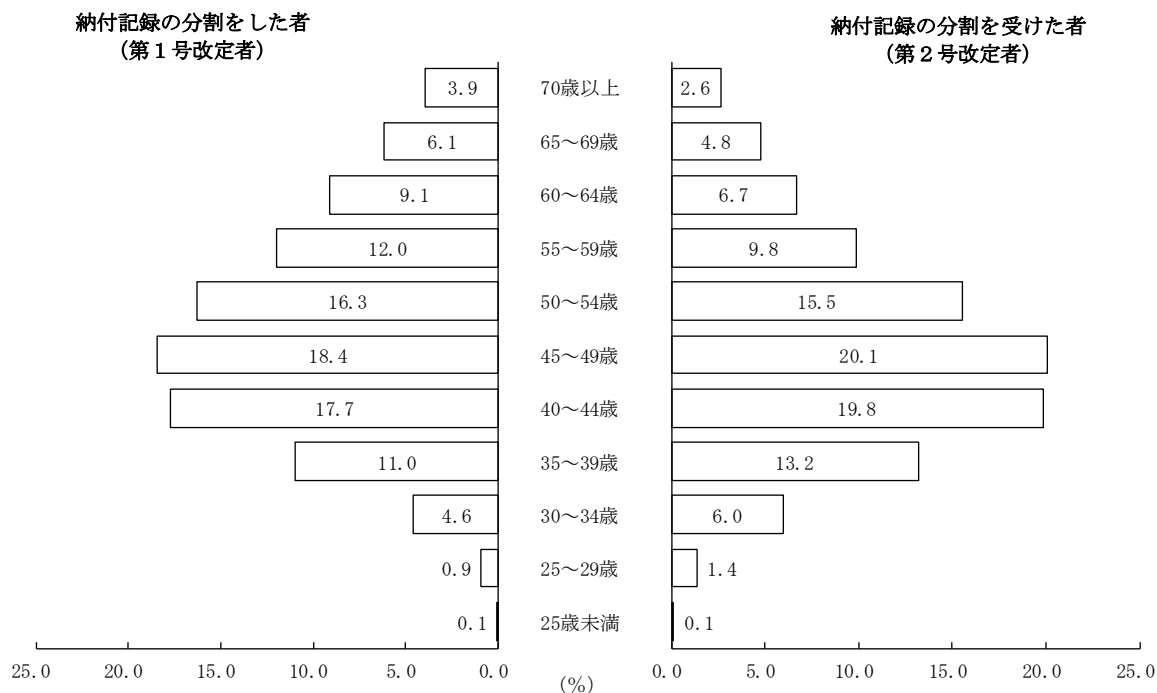


表 70 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成 28 年度では 15～20 年の割合が 19.3%と最も高くなっている。

表70 厚生年金保険 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成24年度	2.9	13.0	18.0	17.7	15.7	13.0	8.4	6.0	5.2
25	2.5	12.8	18.1	18.3	15.9	13.1	7.9	5.5	5.9
26	2.9	12.3	18.2	18.4	16.5	12.8	8.1	4.9	5.9
27	2.8	11.3	17.9	18.3	16.6	12.9	8.6	5.7	5.9
28	3.2	10.0	17.8	19.3	17.6	13.2	8.5	4.8	5.5

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 71 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は 50%が 94.1%とほとんどを占めている。

表71 厚生年金保険 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成24年度	0.0	0.2	0.6	1.6	2.5	95.2
25	0.0	0.1	0.4	1.4	2.4	95.7
26	0.0	0.1	0.4	1.2	1.9	96.4
27	0.1	0.1	0.5	1.5	2.3	95.4
28	0.2	0.4	0.8	1.9	2.7	94.1

注. 3号分割に係る期間を含まない。

(参考資料)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（平成28年度末）

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	14,963,551	147,927	31,323,934	55,464
北海道	599,922	138,278	1,428,646	54,551
青森県	131,972	123,911	374,151	52,229
岩手県	159,199	126,212	371,849	55,673
宮城県	259,991	140,839	567,559	54,614
秋田県	139,876	123,077	333,773	54,087
山形県	160,594	124,562	338,410	55,613
福島県	253,841	129,723	523,906	54,938
茨城県	324,850	148,705	738,134	54,631
栃木県	231,644	143,155	497,918	54,806
群馬県	241,417	143,188	519,700	56,190
埼玉県	795,133	158,903	1,671,458	54,849
千葉県	684,073	163,425	1,487,390	55,201
東京都	1,217,213	162,086	2,677,720	54,508
神奈川県	985,762	169,006	1,996,052	55,497
新潟県	351,063	132,454	653,872	57,171
富山県	183,462	139,363	306,022	59,122
石川県	163,571	137,518	298,171	58,175
福井県	128,229	134,793	210,789	58,336
山梨県	94,104	139,770	226,689	54,441
長野県	320,087	138,836	598,157	58,008
岐阜県	261,213	145,871	542,749	57,323
静岡県	529,720	146,741	988,102	57,137
愛知県	852,809	156,768	1,677,741	56,161
三重県	241,893	147,341	478,854	57,623
滋賀県	176,620	151,303	332,255	57,241
京都府	300,807	150,552	650,724	54,597
大阪府	965,742	154,678	2,028,933	53,594
兵庫県	669,910	157,755	1,373,028	55,443
奈良県	158,434	162,701	371,913	54,926
和歌山県	110,231	144,487	280,479	53,552
鳥取県	87,425	127,645	158,185	57,656
島根県	112,512	128,673	209,271	58,221
岡山県	285,211	141,359	510,211	58,327
広島県	395,438	147,151	724,428	57,562
山口県	215,131	145,181	419,639	57,607
徳島県	104,867	128,211	213,169	54,786
香川県	147,532	139,375	272,657	58,445
愛媛県	184,973	135,957	399,071	55,921
高知県	98,234	128,461	218,688	54,269
福岡県	599,033	141,944	1,188,847	54,688
佐賀県	102,739	128,701	219,327	57,157
長崎県	162,428	134,422	379,641	54,428
熊本県	206,057	126,894	481,932	55,742
大分県	148,591	131,824	329,470	54,360
宮崎県	134,034	123,561	305,066	55,778
鹿児島県	188,162	127,289	450,784	55,852
沖縄県	86,225	126,462	266,900	52,250
その他	11,577	130,194	31,504	29,191

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。